

を掬すべきである。また本書において最も大切なことは、「國」と「法」「法」と「人」「人」と「國」といふ三者の緊密な關係と、「物心の一如」「神人の一如」「現未の一如」「政教の一如」等を示されたことと、是佐渡前の御書たるに係らず、宗義上重要な御妙判として永久にその光を放つ所以である。また一代の御事業からいつても、本書は伊豆流罪、龍口死刑、佐渡遠流此の三大法難の基因で、聖人の上行垂迹の自覺發表をなされた素地ともなり、自界叛逆他國侵逼二難の豫言となりしのみならず。未來に於てこの書の理想は、本尊鈔、撰時鈔、三大祕法鈔を徹して、此の世界に必らず實現せられねばならぬ人類終局の大理想とまで擴大せらるべきものである。

第二 立正安國論奥書

文永六年十二月記於鎌倉、
四十八歳御眞蹟 下總國
中山法華經寺

安國論上書の後九年、文永五年の閏正月蒙古の牒狀が來た。聖人幕府及び諸大寺へ豫言の的中を唱

娑婆世界本有究竟の主師親である。以上は本書の教相に屬する部面であるが、御著述の本趣旨は寧ろ次の聖人自身の靈格開顯、術語で所謂「人開顯」にある。全體が日蓮聖人の宗教は、遠く靈界久遠の過去を語ると共に、遠く現實の未來を説く豫言の宗教である。日蓮聖人の宗教が過去の宗教に非ずして將來の宗教なりといふのは、實にそが豫言の宗教たるが爲である。日蓮聖人よりすれば、全佛經特にその妙法蓮華經といふ經典は、洵に靈山當時二處三會の聽衆の爲といふよりも、寧ろ佛滅後に對する一大豫言書、殊には滅後二千年後の末法時代を最後の標準とした大大豫言的經典である。彌勒龍樹天親羅什南岳天台妙樂傳教等、印度支那日本の三國に經て、みな偶然に生れ來つたものは一人もなく、みな豫言に關して出て、且後に出る人の爲にそれく豫言をして逝つた。是等の諸聖人の最後に、集大成的に豫言せられて出て來る末法の華經の行者は、本化上行菩薩で、その出現の時代

二
へ、諸宗との公場對決を促された。翌六年春また再度の牒狀が渡つた、その十一月聖人更に強言を認め各處に挑まれた。この奥書は再度の牒狀によつて、蒙古の侵逼の禍心根深きことを察し、自ら豫言の虛からざるを贊して書かれたものである。

第三 開目鈔

文永九年二月撰述於佐渡、五十一歳
御眞蹟 本在延久遠寺今已燒失

本書は本化妙宗の教相と聖人自身の靈格を開顯せられた御書として有名である。開目とは無明の膜を破り信智の目を開く謂である。その開目して見るべき對境に二つある。歸依習學すべき究竟の道と、尊敬崇重すべき究竟の主師親である。本書の劈頭に、先づ習學すべき道をば、「儒外内」と擧げられたが、之を具にすると、儒、外、昔(法華經の)迹(法華經の)、本(法華經の)の五段とも、内外、大小、權實、本迹、教觀といふ五段相對ともなり、それが從淺至深して遂に法華經壽量品の文底の一念三千といふ法門に歸着する。これが究竟の道で、その法門の教主が久遠實成の大聖釋尊、これが

國土背景行動は、詳しく此經の法師勸持不輕神力の四品に明瞭で、就中勸持品の二十行の偈には、此の行者の弘通には、無智の俗人は惡口罵詈刀杖瓦石を以て迫害し、増上慢の僧侶輩は、邪智諂曲と誹謗嫉妬を以て迫害し、聖人の如き高僧は、彼の説く所は是れ外道の説の如しと國王大臣等に讒言し迫害せむ。この偽聖人と凡僧と俗人との三類ひとしく佛の方便の經典に執着し、眞實に法華經を説くこの行者の怨敵となり、罵詈毀辱し、塔寺に遠離せしめ、數々擯出するであらうと豫言せられてある。聖人生年三十二歳の建宗の時すでに末法相應の宗旨として、口唱題目の法を弘められ、諸宗折伏の逆化を施されて、龍口法難已前に、すでにほゞこの勸持豫言の三類の迫害をお受けになつて居る。がたゞ龍口と佐渡以前には、刀杖と擯出といふことが十分に揃はない。小松原の頭の疵や二十餘處を逐出されたまふなどは、局部の土豪や念佛者どものした事で、いまだ三類を代表し一國を

代表しての刀杖や數々擲出がない。然るに文永八年九月十二日の御勘氣は、もと良觀等の借聖僧、行敏等の凡僧、頼綱や後家尼御前などの在俗男女の一致した迫害で、謀叛人の例に準じ、執權の家司たり侍所司の重職たる平左衛門が召捕に來て、その一の朗從少輔房は、法華經第五の卷を以て聖人を散々に打擲した。これ實に「杖」の難の最大公的のもの、次の龍口法難は「刀」の難の日本國を代表したもので、佐渡遠流は伊豆流罪と合して「數々見擲出」の豫言の公的身讀である。是に於いてか聖人は「勸持品ノ二十行ノ偈ハ、日蓮ダニモ此國ニ生ズバ、ホトンド世尊ハ大妄語ノ人」とも「又云數々見擲出等云々、日蓮法華經ノ故ニ度々ナガサレズバ、數々ノ一字イカンガセン」とも仰せられた。乃ち此書を著された時の聖人は、末法に出づべき法華經の行者の爲すべきほどの事は、一字一句を殘さず嚴密に實踐せられた、即ち豫言せられた聖者となりおぼせた。凡夫の日蓮は龍口に死して、豫言せら

れた聖者日蓮は生れ出たのである。誰が何といつても事實は最大の雄辯として之を證明する。

「日蓮トイヒシ者ハ、去年九月十二日子丑ノ時ニ頸ハネラレヌ。此ハ魂魄佐渡ノ國ニイタリテ、返年ノ二月雪中ニシルシテ、有縁ノ弟子ヘナクテバチソロシクテチソロシカラズ、見ン人イカニチヂメラン。」

いかに雄烈悲壯なる宣言なるかよ。斯て聖人はこの開目鈔において、初めて我はこれ豫言せられたる末法法華經の行者なり、「日本の柱なり眼目なり大船なり」、「日本國の魂なり、日蓮によりて日本國の有無はあるべし、」日蓮は日本國の諸人に主師親の三徳ありとて、行者として日本乃至一閻浮提の一切衆生修行指導の主師親としての三徳を暗に發表せられた。所謂、法華涌出品の「唱導之師」といふのがそれだ。この自身の顯本といふことをなされるまでは、未だ法門の眞面目をお顯はしにならなかつたものだから、「佐渡以前の法門は佛の爾前經と思召せ」とも仰せられた。これは聖人自身

の御化導上の必要から本書御述作の精神を説いたのだが、また一面には本書は弟子檀那の爲に必要であつた。彼等の中には迫害重疊なるを見て、退轉したのもあれば、或は「日蓮御房ハ師匠ニテハヲハセドモ餘リニ強シ我等ハ柔カニ法華經ヲ弘ムベシ」と考へたり、法華經の行者をば諸天守護とも現世安穩ともあるに、なせ我が聖人は、頸の座や生きて返れぬとある佐渡までも流され給ふかなど疑ふものもあつた。されば

「諸天等ノ守護神ハ……早々ニ（法華經行）佛前ノ御誓言ヲトゲントコソチホスベキニ、其義ナキハ我身法華經ノ行者ニアラザルカ、此疑此書ノ肝心一期ノ大事ナレバ、處々ニ之ヲ書ク上、疑ヲツヨクシテ答チカマフベシ」

とも仰せられ、結局の大格護をば、

「詮スル所ハ天モ捨テタマヘ、諸難ニモアヘ、身命ヲ期トセシ。……種々ノ大難出來ストモ智者ニ我義破ラレズバ用キジトナリ、其外ノ大難風ノ前ノ座ナルベシ、我日本ノ柱トナラン、我日本ノ眼目トナラン、我日本ノ大船トナラン等ト誓ヒシ願ヤブルベカラズ」

と喝破せられた。この大確信大威力の中に、「日本國の魂」たり、行者としての主師親たる大靈格は、躍々の生氣を放ちて、幾百千年の後世吾等を蘇活せしむる無等々咒となつて居る、たゞに御在世の心弱い弟子檀那のみではないのである。本書に接して吾等の開目すべきは寧ろ彼よりはより多く此に在るのである。

第三 如來滅後五百歲始觀心本尊鈔

文永十年四月撰述於佐渡一谷、五十二歲 御眞蹟 下總國中山法華經寺

本書は開目鈔の人開顯について、いよく聖人出世眞實の本懐たる「法の開顯」をせられたものである。この書に於いては末法法華經の行者は本化上行菩薩で、その弘むべき法は、本門壽量品内證觀心の本佛を以て本尊とし、名體宗用教五重玄事行の南無妙法蓮華經の題目受持を行法とし、日本中心世界王化を以て本門の戒壇とすべきことを密釋せられてある。「送狀」に「日蓮當身ノ大事」と仰せられたほどあつて、聖人の大理想大法門大學解大豫言その裡に蘊在して居

る。がその主として御顯はしになつたものは、立題の如く本門觀心の本尊なることは勿論である。

この御立題の長いのも、本書に對する聖人抱負の雄大なりしことは推察するに難くない。如來滅後五の五百歳の中に於て、未だ曾てなく今始めて弘通せらるゝ觀心本尊なりとの意と、今や第五の五百歳において始めて弘通せらるゝぞとの意とがあつて、三國二千二百二十餘年を空うせられた御態度である。またこの御立題と御署名によつて教(觀心)機(時)國(本)序(始)の五義に配するなどのことがあるが、爾ういふ教學的精細の事は一切これを略して置く。

また本書は宗學の淵藪であつて、古來あらゆる日蓮主義の學問的立脚地はこゝに根ざすので、其等は宗學の螢雪に應ずること、この通俗を貴ぶ解題の中には、適當でない専門學的の事が多いから、あまり多くをいはないとする。否いひ得ないのである。

御書の體裁からいつて最も注意すべきことは、「送

である。全佛教乃至一切諸法を統一し整理しその醇要を執りて事實化したものである。心靈界と物質界とを總合して絶待界より流るゝ一道の血脈を通じたものである。本書述作の聖人は開目鈔によりて自ら人間顯をせられた末法法華經の行者の靈格たる上行菩薩が、その本地の眞理界から齎らし來られた全面影を、支那文字を假りたる日本の鎌倉時代に、日蓮法師と名付けられた偉聖の生滅無常の肉體を通じて、その時代文によりて發表し來世に貽されたものである。本書が無かつたならば、本化妙宗は假令將來の宗教となり得るとしても、その壽命は人類ある限り無窮なりといふことをいひ得ないのである。たゞそれ本書あり、本化妙宗は人類ある限りこの人生の無窮の宗教たり得るのである。日蓮聖人の宗教は將來の宗教なりとの實質は、この一卷に蘊在して居る。寄語す、研究をおもふ人よ。本書の註釋古來數十を以て數ふ。然れども此等を以て、よく本書を註釋し悉したものとおもふてはならない。參考とするは

狀」にも「觀心ノ法門少々之ヲ註ス」と仰せられたこと、まづ天台大師「摩訶止觀」觀不思議境の一念三千の文を劈頭に擧げて、これに註釋せられたといふやうな風になつて居ることである。田中恩師はこの「註之」の二文字が實に偉大莊嚴を極めた二字であるといはれたが、全く爾である。ことに最初この台家の一念三千の法門から出立して、何時となく本門の觀心事行(ウチヤウ)の一念三千となり、信念受持の題目となり、本門本尊の體相となり、戒壇の密釋となり來るところ、實に言亡慮絶ともいふべきもの、信得すべく識得すべからざる境界である。が但正確にいひ得るとは、聖人に本書ある爲に世界のあらゆる宗教の精髓を統一することが出来るのである。本書は實に哲學と宗教とを尤も圓滿完全に融合したものである。汎神論と一神論とを最も究竟妙實(ウチヤウ)に統一したものである。雄大深刻を極めた規模から宗教的主體と客體を一體化したものである。高妙なる智慧の満月を、深淵なる信仰の靈泉に涵映せしめたもの

時に宜しい。がそれも寧ろ後の閑事業でよろしい。本御書の深意に觸るゝところあらむと欲せば、まづ虚心平氣に此の類纂の全體に互りて正心誠意求道の精神を以て精讀玩味し、聖人の御書全部を以て、本書の註釋と拜し、更に聖人書寫の御本尊、聖人一代の御化導の蹟を拜し、靈感偉聖の血脈に通じて、絶待尊崇の靈氣の通ずる時、おのづから分々に冷煖信知するに至るであらう。過去の註釋を以て本書の註釋とおもふことなかれ。本書の註釋は法界所有の恒沙の法門を要す。少くも過去未來を一貫して人類文明の全部を要してその上に尙超然たる底のものである。この御書は弘法大師の秘藏寶鑰や、道元禪師の正法眼藏や、榮西禪師の興禪護國論や、法然上人の撰擇集や、親鸞上人の教行信證や、乃至支那印度の論師人師の書いた立宗的撰述のやうに、或る程度の素養ある佛學者には、その全體の趣意が多くの誤なく解るやうな容易い書ではない。何がどこでどうかはツたのか、とんと解りに

く、御書である。解つたやうにおもつて居るのは、妄想なのである。本御書は法華經の如來壽量品と共に、將來全世界の哲學者宗教家によりて、新に純學問的思想的に研究せらるべき最大のものであることを申して置く。その時こそ哲學を雇ひ來つて、感情的直覺的にのみ出て來つた宗教思想を辯護せむとしたスコラ學者や。感情的直覺的にのみ出て來つたもの、外には、宗教思想はあり得ないものとおもつて、智的要素をどこまでも宗教から排斥しやうとする近世風の或る基督教家は、はじめてその永久の闇室から放免せらるることが出来るであらう。我がこの宣言を以て誇大に過ぐるとおもふものは、先づ然か斷定する前に、この類纂遺文の全部を本書の註釋として拜讀し、更に本書を拜した後、何とでも言つて貰はう!!!。マアその位の高大無限の内容を有することの了つたのが、恩師三十有餘年の御啓發に養はれた吾等二十餘年誠意研鑽の賜で、吾等纂訂者には、實はまだ本書の大法門に對しては纔にその一部分

の領會を待たに過ぎないほどのものである。どの御書もさうであるが、特に本御書に對しては、篤くそのことを斷つて置くのである。

第五 觀心本尊鈔副狀

文永十年四月於佐渡國、五十二歳
御眞蹟 在下總國中山法華經寺

本尊鈔を佐渡から御送りあるに就いて、富木殿へ送られた副狀である。本尊鈔に對する御用意と御抱負とその組織と功德とを示された。

第六 撰時鈔

建治元年撰述於身延山、五十四歳
御眞蹟 在伊豆國玉澤妙法華寺

本書は本化妙宗の建立せらるべき教判として、教と機と時と國と教法流布の前後、といふ五段の綱目がある中、特に「時」の方面から他の四を判じて、佛滅後末法に至るまでの沿革を、佛の豫言と現實の歴史との兩面から見て、大聖人の史的位を示し、更に聖人出現の當時における誤れる佛教たる、念佛、禪、眞言の僻見を痛撃し、ことに眞言の誑惑を爬羅剔抉して亡

國の根元なりとし、國土の災害は源と是等佛教の失意に據る、この五濁濫漫闘諍堅固の「時」こそ、即ち日本乃至一閻浮提を靈的に統一すべき本化上行菩薩の出づべき「時」なり、この菩薩は正しくこの「時」を撰びて出現すべく大地の下に待ち居たまひしなれとて、龍の雲中に或は顯れ或は隠るゝが如く、御自身その上行なることを或は示し或は秘めつゝ、言不言の間に自ら末法の大導師、日本國の主師親、世界統一の靈教の開宣者たることを明にし、また世界統一の曉に至るまでの安心修行の精要を暗示し、統一の順序を豫言したまふたものである。本書は「觀心本尊鈔」「三大祕法鈔」「立正安國論」とともに、本門戒壇の法義において最も重要大切な豫言の含まれた御書である。

第七 報恩鈔

建治二年七月撰述於身延山 五十五歳
御眞蹟 本在身延山今已燒失

本御書は、舊師道善房の死去にあたりて、彼人の後世菩提の爲め、法門を闡明して回向に擬せられたも

のである。まづ聖人の求道が父母師匠國主の恩を報じ一切衆生を救はうといふにあつて、それを果すには佛教の眞歸着を知らざるべからず、それを知るには人師論師の言に隨はず、専ら經文を師として宗旨を定むべしと發願して、諸宗を研鑽したまへるより起りて、法華經第一なり諸宗の所立は悉く佛の本意を失へりと覺り、これと思ひのまゝに世に述ぶるならば、キヤウマツドゴ况滅度後の大難來りて身命にも及ぶべしと知りたれども、この難を憚らず申出すが法華經の行者なりと格護したまへるより、一轉して過去佛教の追懷となり、付法藏の聖者より、進みて天台、傳教の正統佛教の樹立に及び、更に弘法、慈覺、智證の失意謗法は、日本國の衰亡を招けること、大聖人の之を糾明したまふによりていよく謗法の咎現はれ、天變地天自叛他逼の難ますく熾なること、善無畏、金剛智、不空、弘法、慈覺等の大邪見を各現證によりて破斥し、御自身大慈折伏の精神これ一切報恩の爲なることに歸結し、更に一轉して本化弘

通の妙法を提擧し本門三大秘法の閻浮提を統一すべきを説き、やがてこの大法門開顯の功德は道善房に集るべしと御筆を収めたまふ。實にこれ宗教と倫理とを徹底して統一したまへるものである。かの基督教の或種の人々が、『日蓮上人は宗教的に日本を化した、倫理的に化しなかつた』といふときは、皮相淺薄の見である。聖人の倫理觀は宗教化し、宗教は倫理化して、渾一圓融的になつて居る。層々たる日常の教訓なきがゆゑに、倫理に疎だといふ如きは、徹底せる倫理想を解せざるもの、謂である。かの全く沒倫理的宗教や、沒宗教的倫理や、並立調節的の宗教と倫理は、いまだ宗教その物、倫理その物の至る處に到つたものではない。この點においても聖人の宗教は、まさに將來の宗教たるべきものである。

第八 報恩鈔送文 建治二年七月於身延山 五十五歲

前の報恩鈔を送りたまふ案内の文。本の御兄弟子清澄の淨顯房に與へられたもの。文中『此御房』とあるのはこの御書を持參した佐渡公日向上人のことだと傳つて居る。『宗論』云々とあるのは、御弟子衆の布教に反動して、眞言師どもの蜂起公場對決の噂があつたらしい、がその事蹟は今の處まだ明確になつて居らぬ。

宗義篇

代表一 聖愚問答鈔 文永二年聖作於鎌倉、四十四歲

本書は儒道に入り風月に心を傾けし愚者(佛敎を知らずが)世間の無常に驚き、佛敎を求め、戒律、念佛、眞言、禪宗と次第に聽聞して安心を得ず。自ら深山に探り入りて法華修行の聖者に遇ひ、各宗の邪義なることと法華宗の正義なることを懇諭せられ捨邪歸正するに擬して著し給へり。宗教の五義を擧げたまへば、伊豆御法難後なるは疑なし。佐前の法門としては、破邪顯正ともに僅々二卷の中に尤もよく要領を盡し給ふ。

代表二 法華取要鈔 文永十一年撰述於身延五十三歲

御眞蹟 下總國中山法華經寺 一切經の肝要法華經、法華經の肝要壽量品、壽

量品の肝要妙法蓮華經の五字。この要中の要たる五字を建立し、三の法門を以て末法の一閻浮提を統一す、これ法華經神力品に釋尊の付屬を受けし本化上行菩薩の任務なり。今我日蓮即ちその使命を果すとの旨を宣ふ御書にて、まづ各宗論師人師の失意より本師釋尊これ娑婆世界の衆生の父なること、法華經はこれ末法の豫言書特に我れ日蓮自身の豫言なりと喝破し、現前の事實に湊合して自身の靈格と所弘の法と、其の化境(範圍)を宣言したまへるもの。

代表三 三大秘法稟承事 弘安四年四月撰述於身延 六十歲

檀越太田金吾殿に與へられた御書、直ちに三大秘法の出處付屬法體功德と、御自身上行菩薩として神力品の付屬を受けしことを明さる。ことに戒壇の直釋はこの鈔を以て依憑とすべく、本尊鈔・撰時鈔・安國論等における御密釋も、この鈔より顧みてその深意を了し奉るべきもの也。

年序一 唱法華題目鈔 文應元年撰述於鎌倉 三十九歲

法華經は上根上機の爲め下根には無益なりとの念佛者の説に對し、法華經は上下根ひとしく救ふ御經、餘經は方便にして上下根ともに救はずと、經文并に天台の釋に基きて正統の天台沙門としての立脚地より、諸宗無得道法華唯一の成佛を釋成し給ふ御書。

同 二 教機時國鈔 弘長二年四月撰述於伊豆伊東 四十一歲

教機時國序の五義を知らずば、正しく佛敎を弘むべからざるを明し給ふ。これ本化妙宗建立の教判にしてその根據神力品にあり。伊豆流罪は遠く後の佐渡流罪に對應すべく、法門もまた此は彼の前提ともなるなり。殊に四恩鈔に『晝夜十二時に法華經を行す』と仰せられたると、此御書に『法華經行者』の使命を強く仰せると、開目鈔に『法華經行者』を徹底して説かるとを相照して深思精研を要す。

同 三 持妙法華問答鈔 弘長三年門人日持師著作 聖祖印可準乎自著

法華受持の功德は觀念觀法によらずとも、必らず成佛の妙果を得べく、一乘誹謗の咎は墮在地獄疑なき

由を示して正信を勸發せらる。當書はその文辭雅麗を採る、必ずしも釋義の深遠を求めず。

同 四 南條兵衛七郎殿御書 文永元年十二月聖作 四十三歳

北條氏の近臣南條七郎(時光の父)が病に臥せるを慰めその安心を決定せしめたまへる書。宗教の五義に互して法華經の持たざるべからざるを示され、臨終の用心をも明さる。本書の末文、小松原の法難、念佛徒の形勢、當時僧侶の惡風を記されたり。

同 五 法華題目鈔 文永三年撰述於安房 四十五歳

念佛者を始め天台眞言の學匠等、みな法華經は上根上機、下根は念佛とおもへる妄見を破し、根本大師門人の立脚地より法華唱題の功德深勝を説き給ふ。女人得道の判あるより、古來或は御母君、又は并に光日尼、又は御伯母に賜ふ等の諸説あり。

同 六 法華宗内證佛法血脈 文永十年二月撰述 於佐渡 五十二歳

本書は佐渡遠流の後、開目鈔に人開顯をはり、正に本尊鈔を顯したまふ前、その依レ經開レ解上行自覺

言語の末までを勸誡したまひ、末に至りて本化上行の已に世に出現せるを宣ふ。隨て全篇の御文辭雄健崇大にして鏗鏘を極め、所謂『金輪際より湧き出でたらむが如き』力ある御文也。

同 九 法華初心成佛鈔 建治三年撰述於身延 五十六歳

宗教の五義(教機時)を標準として、初心の爲めに法華宗唱題受持成佛の旨を示したまふ。中に天台止觀の即身成佛を許したまふ御語あるために、古來法義上の疑目になり居たれど、その會通は、田中恩師の「桂谷教話」に出て居るゆゑ此にはいはず。この書には善師と正法とよき檀越と三つ一具して大事成るとの教と、末文の籠の鳥の譬とを特色とす。

同 十 富木入道殿御返事

弘安元年六月聖作於身延 五十八歳 御眞蹟 下總中山法華經寺
建治三年より弘安元年の大疫病に對する富木常忍の疑問に答へられた御書。心の病と身の病との差別その交互相成より、身心の二病を治するに大小權實

の發表をなされたるもの。傳教大師の「佛法血脈」の如く系譜體に著したまへるものをば、從來散文の如くに傳へ居たれば、今之を系譜に復せり。これに依りて本宗の信心相承と經卷相承との關係も、初めて一目瞭然たり得べき也。

同 七 曾谷入道殿許御書 文永十二年三月於身延 御眞蹟 中山法華經寺

曾谷教信大田乘明の二檀越にその所領内の寺院の一切經を徴して、身延に收めむことを促したまふに臨み、教機時國序の五義教判より、本化妙宗の綱要を詳説したまへるもの也。その法義の備れるよりいはず五大部に雁行する重要大切なる御書。研鑽者の深く力を注ぐべき所、ことに本御書は、弘通の師によりて教法流布の前後を説かる、點に最も精要を蘊まれたる也。

同 八 教行證御書 文永十二年三月聖作於身延 五十四歳

高弟三位房日行に賜ふ書。初に佛滅後正像末の三時に於て教行證の具不具あることより起り、三位房の來狀に答へて、他宗問答の法義及び格護用心態度

本迹の相違重々あるを示したまふ。就中「見思未斷の凡夫、元品の無明を起す事此始なり」の御語は、宗義の深致に關する有名なる聖語也。

同 十一 本尊問答鈔 弘安元年撰述於身延 五十七歳

安房清澄山淨顯房に賜うて、諸宗殊に眞言宗に對し、本宗本尊の實義を示し、かねて諸宗と眞言宗の邪見を破し、終りに此の本尊に歸すべく、また御自身一代の洪化を以て、父母師匠一切衆生に回向せむと宣ふ。

同 十二 四菩薩造立鈔 弘安二年五月聖作於身延 五十八歳

富木氏に答へて、釋尊並に本化四菩薩の造立を允可し、大田氏等の本迹得意の失を糾し、三位日行の死を弔したまふ。

同 十三 本門戒體鈔 弘安二年撰述於身延 五十八歳

大乘小乘並びに迹門の戒を通釋し、終りに別して本門の戒體は壽量品の信念受持にあることを明し、爾前の佛は十重禁を犯せり佛とすべからずと斷じたまふ。

同十四 諫曉八幡鈔 弘安三年十二月撰述於身延五十九歲。御眞蹟駿河國富士大石寺
 弘安三年鶴ヶ岡八幡宮焼く、聖人即ち二種の釋を作りて宗義を顯揚す。云く、これ日本國の小神たる八幡は、多年氏子たる鎌倉幕府が、日本國を助けむとする法華經の行者を迫害するをば治罰せずして守護せる大科に、梵釋日月四天の責を蒙る也。早々彼等の謗法を罰せしめたまへと諫曉せらる。これ一往の義。再往は八幡はこれ教主釋尊の垂迹なり、寶殿を焼いて天上し、法華經の行者の頂に住みたまはむと結ばる。この鈔に大慈折伏の實義、日本國の佛法西天を照らし遂に閻浮に及ぶの御文あり。

事蹟篇

代表一 波木井殿御書 弘安五年十月聖作於池上六十一歲
 弘安五年十月七日武藏池上より、甲州南部の波木井實長に與へられきと傳へらる。自ら六十一年御化導の跡を記され、弟子檀那に最後の訓誡を與へられ

たる書。本書には古來說あり今之を略す。

代表二 種々御振舞御書

建治二年聖作於身延五十五歲御眞蹟 本在身延山今已燒失
 安房の故舊光日尼に與へられし御書。文永五年蒙古牒狀の來りて安國論豫言の符合より、龍口佐渡の法難を中心とし、身延入山にいたる御事蹟を追懷して叙したまへるもの。偉聖の面目歴々として紙上に活躍する想あり。

代表三 身延山御書

建治元年撰述於身延五十四歲
 身延入山御閑居の宗教的心境を縷述したまへる御書。檀王の千歳給仕の志に擬して薪水の勞をも自らし身輕法重の活教訓を示したまふ御生涯、正に常好在禪定の本地を顯したまへり。

年序一 四恩鈔

弘長二年正月著於伊豆四十一歲
 佛法を修行するは、父母・國主・衆生・三寶の四恩を報せむが爲なり。今や吾れ法華經の爲に流罪せられ身に經文を讀めり。この功德を回して報恩に資せむとお

もふ是れ大なる悦なり、されど吾を流罪し迫害せる衆生の惡道に墮べきはまた大なる歎なりと示したまふ。安房の工藤吉隆に與へたまへる御書。

同 二 安國論御勸由來

文永五年四月聖作於鎌倉四十七歲御眞蹟 下總國中山法華經寺
 立正安國論を勸へ上書したまへる由來を記し、今や豫言的中せるを擧げて、當世天台眞言の高僧等の祈請を否定し、日蓮に聽けと告げらる。法鑿房へ賜へる書。或はいふ法鑿とは平頼綱の父盛時入道也と。

同 三 宿屋入道許御狀

文永五年八月聖作於鎌倉四十七歲
 此書もまた蒙古牒狀に就いて豫言の的中を擧げ、自ら我を用ひよと薦めたまふ御書。宿屋入道西信は時頼の近習たりし人。時宗にも近臣たりしと見ゆ。

同 四 北條時宗狀

文永五年十一月聖作於鎌倉四十七歲
 安國論豫言の符合せるを以て、諸宗と公場に對論して、一國を正法に歸せしめ、内訌外患の根本を杜げよと諫められたる御書。

同 五 宿屋左衛門光則狀

同前
 前同様の趣旨により、執權への傳達を懇囑せらる。

同 六 平左衛門尉頼綱狀

同前
 頼綱は執權の家司即ち内管領にして、また時の侍所司をも兼ねたりしが如し。時宗尙年少なりければ、頼綱の威權と實力とは事實の執權たる觀あり。「天下の屋梁萬民の手足」とまでいはれ、速に公場對決せしめよと愁訴せらる。

同 七 北條彌源太狀

同前
 此人は北條氏の一門らしきも誰人かは知れず。或は掃部助時盛なりといへども、其人とは異なるが如し。御文體によれば、此頃すでに信者なりしものらし。また諸宗對決の本意を迫られたる書。

同 八 建長寺道隆狀

同前
 直ちに法敵に迫りて、公場對決を挑まれたる御狀。

同 九 極樂寺良觀狀

同前
 前同様なれども、更に道隆のよりも、より多く彼の

奸佞を惡まれたること御文致に顯はる。

同 十 大佛殿別當狀 同前

同じく對決の挑戰狀。

同 十一 壽福寺狀 同前

前の如し。

同 十二 淨光明寺狀 同前

前同様。

同 十三 多寶寺狀 同前

前同様。

同 十四 長樂寺狀 同前

前同様。

同 十五 弟子檀那中御書 同前

以上時宗以下へ十一通の挑戰狀を出されたれば、御身并に弟子檀方へ迫害來るべきこと必定。妻子眷屬に心を惹かれ、必ず權威に屈すること勿れとの警誡の御狀。

同 十六 金吾殿御返事 文永六年十一月聖作於鎌倉 御眞蹟 下總中山法華經寺

觀等なることを剔抉せられしもの、如く傳へられ居れども、尙考ふべき也。これは律令の所定の通り訴狀を幕府より聖人へ下して答書を徴したれば、直ちに出されし也。一週乃至四週以内に出すのが、當時の制度也。その論法の峻烈なること、彼等は一見膽落ち魄銷えたることなるべしと思はる。殆んど師子の一撃のありさま也。

同 十九 一昨日御書 文永八年九月聖作於鎌倉 五十歳

良觀然阿道阿等の訴狀も、到底大聖人を如何とも出來ざりしかば、一日蓮は最明寺殿、極樂寺殿無間地獄に墮ちたりと申すとて、後家尼御前を煽動し、また自界叛逆他國侵逼など平地に波を起す彼は、この北條の天下を咒咀する惡僧なりと讒言したれば、聖人は平左衛門はじめ評定衆引付衆等の處へ召されて、取調を受けられたるは文永八年九月十日なり。其時聖人は最明寺極樂寺等の事は少しも憚らず之を答辨せられ、茲に護國愛人の至誠を披瀝せられたるも、昏昧にして了せず、仍て其十二日この書を頼綱に致されたる

大田金吾殿への御狀、此御書によれば文永六年に再び蒙古の牒狀渡れるに際し、その十一月更に各處へ強言を送られたる如し。此度は幾分返翰するものもありし事此書に明也。ことに此御書は、聖人決死の御格護從容自若として現はれ、龍口法難の大靈格も洵にこの裡より出づべしと思はる。

同 十七 行敏御返事 文永八年七月聖作於鎌倉 五十歳

僧行敏といふ者、果して如何體の僧なりしや不明、或は淨光明寺の住僧と傳ふ。諸經無得道、律國賊、念佛無間、禪天魔の義に就いて對論を要求し來る。聖人即ち私の問答無益なり、公場に於て是れを糾明せむのみと答へたまへる御書。

同 十八 行敏訴狀御會通 同前

御文には、律宗の良觀性忍念佛鎮西派の然阿良忠、九品寺流の道阿道教等の諸聖人の訴狀と明に御書きになりあるものを古來何故「行敏訴狀」と銘したるか更にわからず。或は行敏が出せるをば、大聖人がその背後の良

なり、然るに此日幕府は愈聖人を謀叛人に準じて、佐渡流罪に決し、途中亡き者になすべしとて、頼綱自ら召捕に向ひ、龍口の法難あるに至りし也。

同 二十 土木殿御返事

富木氏へ彼の龍口以後のことを報知せられたる狀。文永八年九月十五日於相模依知 五十歳 御眞蹟 京都本満寺

『十三日丑時鎌倉をいで、』とあるは、龍口を出られたることにて、『今まで頸の切ぬこそ本意なく候へ』とは前の金吾殿御返事の御格護より見るも、何等負をしみても何でもなく、死身弘法の誠心の自然發表にて、所謂血を以て妙法流布の願文に染めむとせられたる御思召の露はれなり。この書を読み誤まり、嘗て重野安釋氏は龍口法難無根論を爲し、田中恩師は「龍口法難論」を以て之を齏破せられたる也。

同 廿一 四條金吾殿御消息 文永八年九月於依知 五十歳

龍口法難に四條金吾、聖人に伴ひ追腹切らむとす、聖人深くその熱誠を嘉してこの書を賜ひ、法華經

の爲に命を捨てたる處はこれ寂光土なりと示したまふ、士すでに寂光、人あに佛に非ざらむ、龍口を以て聖人靈格の開顯とするもの、こゝにもその端緒は發したり。

同十三 轉重輕受法門

文永八年十月於相模依知五十歳
御眞蹟 下總中山法華經寺

檀越大田蘇谷金原の三氏に賜ふ狀。その龍口佐渡の法難に就いての悲歎を慰めたまふ、不輕菩薩及び付法藏の人々を例とし、また善國攝受惡國折伏の判を示し、自ら法華經の眞の行者たるの法悦を述べたまへり。

同十四 寺泊御書

文永八年十月於越後寺泊五十歳
御眞蹟 下總國中山法華經寺

佐渡流罪の途、越後寺泊より富木氏の附人を歸したまふに臨みて送りましたまふ狀。諸宗を外道に比し自ら佛に例し、更に各宗の正見邪見を判じ、勸持不輕の内容一なるを説き、我は不輕の行を爲せる者、又勸持品の八十萬億那由佗の大菩薩の代官なりと仰せらる、開目鈔の伏線ともいふべきものにて古來開迹顯本

の最初の御書となし來れり。

同十五 富木入道殿御返事

文永八年十一月於佐渡
塚原 五十歳

前書より更に後る、一ヶ月、前よりも愈本地開顯に近く、本化四菩薩の出現を微言し、天台傳教の弘め残せる一大事秘法を始て之を弘むと仰せらる。簡短なれと大切なる御書。

同十六 佐渡御書

文永九年三月於佐渡一谷五十一歳

佐渡より遠く弟子檀方中に賜うて、自界叛逆難の豫言のまゝなる事、御自身の御資格、佐渡にての問答の様など報じたまひ、更に疑惑退轉失意のものを誠しめたまへる御書也。

同十七 富木殿御返事

文永九年四月於佐渡一谷五十一歳
御眞蹟 下總國中山法華經寺

富木氏の布施を送れるに返書して、開目鈔を熟讀すべきをいひ、法華經の行者も天の加護なき三因を擧げたまふと共に、迫害者を以て善知識と開會せらる。

同十八 眞言諸宗違目

震旦に天台、日本に傳教ありとし、自ら末法の世界の法華經行者なりと宣言せらる。

同二十 富木殿御返事

文永十年七月於佐渡一谷五十二歳
御眞蹟 下總國中山法華經寺

此書は佐渡始顯本尊顯發の二日前に係る。本尊題目は生前に之を弘め、戒壇は死後に之を顯はす由を密釋したまへり。御勘氣は歎かざれこれ仔細のある事ぞと諭したまふ處、尤も意を潜むべし。

同廿一 波木井殿御返事

文永十年八月於佐渡一谷
五十二歳

南部實長に賜ふ書、また應時の大導師たるを説き、本門の定慧はこれを生前に弘め、戒壇は死後を期する密意を示したまふ、即ち佐渡はまづ自身を開顯し更に本尊顯發の爲にお越になりし自在神通也とす。

同廿二 阿責謗法滅罪鈔

文永十年於佐渡一谷
五十二歳

四條頼基に賜ふ書。迹地凡夫として不輕弘通の旨に隨ひ法難を過去罪障の爲としたまひ、一轉して上行菩薩の本地を高擧して其の大慈大悲を明し、終りにま

文永九年五月於佐渡一谷五十一歳
御眞蹟 下總國中山法華經寺

本書の御筆致、前書に異り、再び開目鈔の深義を敷衍し、追書に於て、日蓮は横死に遭ふことなし、早々に御免を蒙らずと雖、これ我れ此佐渡に於て爲すべき事あれば天これを抑ふるもの、我が弟子等、日蓮が御免を蒙らむと欲する事を色にも出すこと勿れと誠しめらる、彼の最蓮房御返事の『鎌倉殿は返さじとあるとも天に申して鎌倉に返るべし』との御旨と符契し、聖人の自在力用漸く明々地となり來る。

同十九 顯佛未來記

文永十年五月於佐渡一谷
五十二歳

本書は一期當身の大事たる本尊鈔を御著はしになりし後、その上行菩薩としての今後の世界に對する絶大なる靈格を確定する爲めに撰述せられたるもの、即ち我れ日蓮今や事實を以て佛の未來記を顯揚す、吾はこれ末法の世界唯一の聖人なり救主なり、我が此の法日本國より一閻浮提に廣宣流布せられ統一法たらむとの豫言を示され、三國四師の血脈を明すに於いて、

た凡夫日蓮として檀越の淨施を謝したまふ。佐渡流罪中の内鑑外用の兩般を拜し得らるべし。

同廿三 法華行者值難事

文永十一年正月於佐渡一谷五十三歳
御眞蹟 下總國中山法華經寺

良觀の請により武藏前司宣時私の御教書を下して迫害するに臨み、聖人況滅度後の大難我にあり、豫言せられたる聖者、三大秘法の宗主なるを宣べ、門徒不惜身命の信念を激勵したまふ御書。

同廿四 顯立正意鈔

文永十一年十二月於身延
五十三歳

文永十一年冬蒙古來襲に就いて、立正安國論豫言の事實なるを顯し、絶待の信念を我に致せと宣せらる。

同廿五 一谷入道御書

建治元年五月於身延
五十四歳

佐渡流罪中の御有様を窺ふべく、文永蒙古來襲の敗竄の不覺をも知るべく、日本國の主師親たる事を宣明したまへる書。

同廿六 高橋入道殿御返事

建治元年七月於身延
五十四歳

専ら上行菩薩出現化導を教機時國序に系けて自身の其人たることを示され、又當時上人及び蒙古來襲に對する幕府の態度をも知り得る御書。

同廿七 強仁狀御返事

建治元年十二月於身延五十
四歳 御眞蹟 京都妙顯寺

佐渡後に於ては、専ら眞言の御破斥強ければ、彼等所在囂々として起れり。強仁は眞言僧、對論を申込める、その御返事にて、私の問答無益、公場對決を企てよと促がされたり行敏御返事と同趣意。

同卅七 聖人知三世事

建治元年於身延五十四歳
御眞蹟 下總國中山法華經寺

聖人は三世を知る、教主釋尊後五百歳廣宣流布の時を豫言し給ふ、日蓮即ちその弘通の人也、閻浮第一の聖人也、我が豫言の大威力を信せよと也。

同卅八 瑞相御書

建治元年於身延五十四歳

天變地天自他の侵逼は、一往は謗法の爲再往はこの謗法を呵責する日蓮が爲なりとて、教理の根本より之を顯し、當時の眞言其他の貴僧等の惡行を叙し給ふ。

同卅九 神國王御書

建治元年於身延五十四歳
御眞蹟 京都妙顯寺

本御書は、日本國を本として教國相關の妙義を示されたる大切なる御書、御自身の佛法改革の基因は、壽永承久の變を疑ひしに起ると宣べられ、國體開顯の方面に深刻なる暗示に富む。

同四十 妙密上人御書

建治二年閏三月於身延
五十五歳

宗教の五義に基きて、上行出現の因縁を示し、自ら宗派を超越せる使命の人、日本乃至閻浮統一の初を爲す大導師たる旨を諭されたり。

同四十一 下山御消息

建治三年於身延
五十六歳

因幡房日永に代りて下山光基に復せられたる御書聖人身延御說法の趣を客觀的敘述に托して、聖人自身の人格と靈格と、その主義と當時の宗教界とを反映することを得べし、事蹟篇中重要なるもの、一。

同四十二 賴基陳狀

建治三年六月於身延
五十六歳

四條賴基に代り其主江馬光時に答へられたる書。叡山より來れる龍象房と三位房との問答より事起り、

「賴基法華經をば信すべからず」との主命に對し、事理を盡して其命を奉ぜざる旨を陳じ且諫曉す。武士道と法華經、忠君と信仰との融合を拜し得らるべし。

同四十三 三澤鈔

建治四年二月於身延五十七歳
御眞蹟 京都妙覺寺

聖人弘通の法門に佐渡已前の法門は帶方便、佐渡國より内々渡せし「本尊鈔」等これ過去二千二百廿餘年に三國未曾有の法門、佛教の大革命にして此大法のみ世界を統一すべしと斷じ、又内房尼への嚴誠と、眞言宗はことに此國亡國の惡法たるを宣ふ。

同四十四 諸人御返事

弘安元年三月於身延
五十七歳

鎌倉よりの音信に、幕府にて諸宗對決せしむべしとの風聞ありし如く、聖人非常に悦ばれ、その事ありし後の有様までを豫想せられき。報恩鈔送狀 建治三年に依れば、眞言師蜂起問答あるやの風聞とあれば、去年より催し居たる事にて、それが熟せしものらし。然るにこの大事はその後立消えとなれり。思ふに三澤鈔の所謂「彼等知りなんす、さらばよも合はじ」にて、孰れかより

眞言破折の強義を聞知して閉口せしものと覺ゆ。

同四十四 窪尼御前御返事

弘安元年五月於身延五十七歳
御眞蹟 安房國妙本寺

此御書は幕府の有志と時宗とが、聖人に對する意見の相違を拜し得らるゝ。また『あつわらの事』とあるを以て熱原法難として推す時は、おそらく弘安三年五月に置くべきものかとおもはる、尙考ふべき也。

同四十六 妙法比丘尼御返事

弘安元年九月
於身延五十七歳

妙法尼とは、名越時章の娘といふ古説あり。聖人幼少の求道發心の動機より、修學弘通五十七年の生涯を概説せらる。御振舞鈔光日鈔等と併せ拜すべき重要な御書。

同四十七 上野殿御返事

弘安二年四月於身延
五十八歳

少輔房が聖人の面を打ちし事に因みて、不輕弘通の大慈を顯し、末法の導師上行の本地、その所弘の法は何人も容嘴すべきものに非ざる至大の教權を示し給ふ書。

同四十八 新池殿御返事

弘安二年五月於身延
五十八歳

専ら日本國の道俗男女悉く聖人を謀叛の人以上に怨み嫉みたるやうを遊ばす、その點より此篇に入れた。大體は勸誡篇にあるべき御書也。

同四十九 寂日房御書

弘安二年九月於身延
五十八歳

御自身日蓮と改名したまふ因縁を密釋したまひ、上行垂迹を微言せらる。

同五十 聖人御難事

弘安二年十月於身延五十八歳
御眞蹟 下總國中山法華經寺

聖人自ら過去廿七年間の大迫害を叙し、其罰一國に現はるゝを示し、門子の格護を激勵したまふ御書。蓋し九月末熱原法難の起りたるによるか(本書一六九九)御文中文永八年九月十二日の頸の座を擧る。本書は眞言諸宗違目と共に、御眞蹟現存す。龍口法難否定の人はよく是等を拜してその頑冥を去るべきもの也。

同五十一 中興入道殿消息

弘安二年十一月
於身延五十八歳

御種性および御弘通の始よりの迫害、並にその反應を叙し、佐渡流罪中、中興入道の御保護申せしことを褒せられ、自ら日本第一の忠の者ぞと宣べたまふ。

同五十二 小蒙古御書

弘安四年六月於身延六十歳

蒙古人來襲に就いて、門子檀越等漫りに豫識の符合せるを誇り、大事を誤らむを憂ひ、此事につき發言すべからずと嚴誡したまふ。小蒙古大日本國の對語、古來その義深しなどいひ居れり。この前月聖人自ら密に蒙古調伏の御本尊を認められたり。

同五十三 南條兵衛七郎殿御返事

弘安四年九月於身延六十歳

自ら靈山付屬の行者として一大事秘法を胸裡におさめ、自在化導神通不思議なる由を示さるゝ御書。

同五十四 富城入道御返事

弘安四年十月於身延六十歳
御代筆(?) 下總國中山法華經寺

富城氏より、蒙古大風に吹かれて退散而して眞言師等御祈禱の功力など申す山の御報致せしに對し、

眞言師の祈禱成就など思もよらず、左様の事あらはこれ日本國の凶事也とて、承久の先例を擧げて一喙に付したまふ。若し調伏の祈の成就ならば、蒙古大王の頸の參りしかと聞け其他一切取合はざれと諭し給ふ。此間無量の法門の深義化導の隱顯あり、深く思を潜むるを要す。此書は御病中御代筆にはあらずやといはる。但し編者いまだ拜せず。

同五十五 地引御書

弘安四年十一月於身延六十歳

弘安四年十一月、身延十間四面の御坊を地引修理し、大師講延年等を催し給へる狀を、南部六郎に報じ給ふ書。

同五十六 波木井殿御報

弘安五年九月於池上
六十一歳

身延より地上へ安着を報じ、告別の意を寓し、慈愛馬に及び、判形の省略を謝したまふなど、聖者の人格、短簡の中に汪溢せる御書也。

信行篇

代表一 如說修行鈔

文永十年五月於佐渡一谷五十二歲
御眞蹟 本在身延山今已燒失

如來現在猶多怨嫉況滅度後これ法華經を正しく行ずる者の遭遇すべき處なり、この説の如く修行して末法に三類の強敵を感じ、不惜身命の修行彼等を降伏して、一天四海皆歸妙法するが即身成佛の人、日本乃至世界統一の曉こそ眞の現世安穩、その以外の平和は悉く姑息の平和なりと、法華折伏の宣戰狀を門弟檀越に下したまへる雄大猛烈を極めし御書。門下の者片時も身を離すなとあるより隨身不離鈔と名く。

代表二 松野殿御消息

建治二年於身延五十五歲

末代禁狀と名け居れり。法華經修行は十四謗法を離れ、正師を尊び供養を怠らず、法難には身命を惜まざれ、法師は不惜身命に謗法を責めて正法の威力を増せ、之を怠て世を渡り身を養ふ者は畜生偷盜也、と誡め、檀越の爲すべき事を教へ、若斯らは智愚男女に係らず、唱題の功德吾日蓮と同じく成佛疑ひなしと

諭されたり。

代表三 秋元御書

弘安三年正月於身延五十九歲

筒御器鈔ともいふ。筒御器に諭へて深く覆漏汗雜といふ四種の謗法を誡しめられ、次に聖人國士の謗法を責めて天下の怨嫉を招き給ふ事、法華經の修行に、約人、約家、約國といふ三義ありと捨邪歸正すべき順序を示さる。眞言の邪法を擧げ給ふ内、人肉を食ふこと。又三惡道四惡趣は現世にある由を教へられたり。

年序一 一生成佛鈔

建長七年於鎌倉三十四歲

止觀の觀念に代るに信心、一念三千三觀三諦の義を妙法蓮華經の五字に蘊み、坐禪觀法を簡單なる唱題になして、一生成佛の正行となしたまふ。信行化したる止觀ともいふべく、天台正統の内鑑法門ともいふべきものなれど、未だ本化本門とは没交渉也。但し當時の天台學者どもの思ひもよらぬ修行にして、佐前正統天台僧としての立脚地にあれど、最後に神力品の受持を以て結せられたる處は、佐渡顯本の前提とも目せ

らる。故にその内容に佐渡後の宗意、上行所傳の大義、三秘一具の妙法たることを入るれば、用ひてさしつかへなき御書ともならむ。このまゝにては佐渡正統の本宗の唱題にはならざるなり。

同 二 十如是事

正嘉二年著作三十七歲

凡身に相性體の三を本有に具へ居れり、これ本有の法報應の三身、空假中の三諦なり。この「本」より力作因縁果報等の七如是出で、諸佛菩薩となる、諸佛如來の「本」は我身の中にありけるぞ、これ妙法蓮華經の體なりと、斯く信じて題目を唱ふれば早中晩の差はありとも、一生の中に必らず即身成佛する旨を説かる。前鈔と同一の御立脚地、佐渡の實相鈔の始と相照して考ふべし。

同 三 總在一念鈔

正嘉二年著作三十七歲

釋籤の總在一念別分色心の文を釋したまへる御書なれば、教解門に入るべき様なれども、一往天台正統の解を下し給へる後、愚者唱題の功德を分別せられ、

口業の功德心業に佛種を成じて出離すと説き、信心を以て觀念に代へたまへる處、前二鈔と同様なれば、佐前の御立脚地を知らしむるためこの篇に入れたり。

同 四 月水御書

文永元年四月聖作四十三歲

本書は前三鈔よりも餘程具體的に教へられたり。最初の法華信仰に就き方便眞實の差別を知り、謗法者を遠離すべきを説き、次に間に隨ひて方便壽量の日々讀誦と、婦人月水時の行法、南無一乘妙典は不可、必らず南無妙法蓮華經と唱へよ、是仔細ありと伏線せらる。

同 五 木繪二像開眼事

文永元年著作四十三歲

本繪二像は生身の佛に同きや異なるやに就き、法華經をもて開眼せば必らず生身の佛と同一なる義を教諭したまふ御書也。本尊開眼の義を考ふべし。

同 六 生死一大事血脈鈔

文永九年於佐渡五十一歲

最蓮房に答へ給ふ書。此書より信行に血脈を肝要とせられたり、これ塔中別付の大意義なりとす。三法一

體、異體同心、上行所傳、信心血脈などいふ大切なる信行上の法門の含まれたる御書也。

同 七 阿佛房御書 文永九年三月於佐渡五十一歳

法華經受持の男女、御本尊を拜して南無妙法蓮華經と唱ふる一身これ寶塔なることを示さる。いはゆる宗教上の主客の融合なり。

同 八 妙法曼荼羅供養事 文永十年聖作於佐渡國五十二歳

上行所傳の妙法五字の大曼荼羅、これ前代未聞、末法衆生唯一の良藥たる御本尊なりと示さる。

同 九 諸法實相鈔 文永十年五月聖作於佐渡國五十二歳

方便品の諸法實相の御文を擧げて、かへりて壽量品の事一念三千の法門を説き、一び壽量品の觀心に入り、更に末法の依師たる御自身の内證を示し、弟子檀那信行最後の安心を明したまふ等の大切なる御指導に滿てる御書。

同 十 義淨房御書 文永十年五月聖作於佐渡五十二歳

一心欲見佛不自惜身命の十字によりて、大聖人

れど、信は尙易く持は難し、故に成佛は持にあり。災難來ればこれ成佛の賜ぞと悦べと教へらる。

同 十五 阿佛房尼御前御返事 建治元年九月於身延五十四歳

謗法の淺深輕重に就ての御妙判。自に在りては小く淺き謗法をも蟻の一穴と心得て誠めよ。他人の謗法は輕重によりてその斟酌ありとてその趣を示されたり。

同 十六 四條金吾殿御返事 建治二年六月於身延五十五歳

世間の留難を超越し、日常の倫理の中、高く信行の境地に安住することを教へられたる御書。

同 十七 曾谷殿御返事 建治二年八月於身延五十五歳

南無妙法蓮華經は久遠本佛の境智二法なり、釋尊これを上行菩薩に授く、上行より日蓮、日蓮より末法は一切衆生に授く。この血脈を忘るれば成佛思もよらず。この血脈を奉じ自他の謗法を離るこれ成佛の要道ぞと示さる。

同 十八 四信五品鈔 建治三年著作於身延五十六歳

本書は富木氏の疑に答へて、法華經初心の行者、

の己心の佛界を顯したまふ。弟子檀那亦然るべし、壽量品の事の三大秘法も之に依りて成就せむと宣はれたる。

同 十一 當體義鈔 文永十年撰述於佐渡五十二歳

本御書は一面よりいへば教解篇へ入るべきものなれども、日蓮が弟子檀那の父母所生身これ妙法蓮華經の當體蓮華なりとの御判は、當家信行究竟の安心に屬する故に此篇に收めたり。

同 十二 當體義鈔送狀 文永十年聖作於佐渡五十二歳

右の鈔の送狀にて、是れ上行所傳秘藏の法門なりと書かれたり。

同 十三 授職灌頂口傳鈔 文永十一年四月著於佐渡五十三歳

本鈔は方便壽量本迹二品の教相觀心を擧げ、讀誦唱題の即身成佛を説き、終りに本門の授戒作法を示して結ばる。

同 十四 四條金吾殿御返事 建治元年三月於身延五十四歳

法華經は難信難解とも、此經難持とも説かる。さ

末法の法華經信行者は、戒律等を要せず。經文では分別品の初信、隨喜品の初品の行者也。正行としては題目の外は一經の讀誦をも許さず。その極下位より成佛するが法華本門の大法の功德なりと明されたり。信行上に尤も大切の御妙判とす。

同 十九 日女御前御返事 建治三年八月於身延五十六歳

日女が御本尊供養に因みて、本尊の出處顯發流布體相功德より、信行受得の事までを教へられたり。御本尊の法門の上には大切の御妙判也。

同 二十 四條金吾殿御返事 建治三年於身延五十六歳

色心一切の留難を止るは唯南無妙法蓮華經なりとの旨を遊ばす、簡單明確なる指導の御書。

同 二十一 曾谷入道殿御返事 建治三年於身延五十六歳

題目は法華經の心なり體なり、南無妙法蓮華經は末法は一切衆生の法身を養ふ乳なりと勸めたまふ。

同 二十二 上野殿御返事 弘安元年於身延五十七歳

末法には餘經も法華經も詮なし、題目に餘事を交

へは僻事なり。中々法門しりたりげの者は悪き旨を遊ばす、要法受持信念勸奨の御妙判。

同二十三 妙法尼御前御返事 弘安元年於身延五十七歳

法華經題目の受持は、難事の中の難事なり、それを持つ時、即身成佛の人なり。受持妙法の一行よく三毒を三身に轉ずる旨を示したまふ御書。

同二十四 上野殿御返事

弘安二年十一月於身延五十八歳御眞蹟 駿河國富士大石寺

法華經修行の難多きを龍門の瀧の登りがたく地下の昇殿を許され難きに譬へ、露を大海に塵を大地に收むと思つて不惜身命に行ぜよと教へたまふ御書。

同二十五 妙一尼御前御返事 弘安三年五月於身延五十九歳

信心は本法本佛等に對する崇敬の至情にして、また節操なるを示したまへる御書。

勸誠篇

代表一 法門可被申様之事

文永六年於鎌倉四十八歳御眞蹟 下總國中山法華經寺

門子三位房日行叡山に修學し、時の關白に召されて持佛堂に説法す、悦で之を報じ、又念佛無間の法門を説くべき様を問ふ、聖人即ちまづ念佛破の法門申すべき様を教へ、次に關白を「上」といひ、その持佛堂の説法を「面目」といへるを呵したまへる條、佐前と雖その宗教的權威の大なる驚くべき也、更に三位が言語風體實名まで改めたるハイカラを叱責し給ひ、轉じて天台眞言の祈の成就せざる事、天台宗學者等の失意、禪念佛に蔑視蠶食せらるゝ愚態を憐み、御自身獨不惜身命に國の謗法を責むる由を仰せらる。

代表二 土籠御書 文永八年十月於相模依知五十歳

聖人佐渡に遷りたまふ前夜、宿屋の籠に入れる日朗をおもひ、その不惜身命して法華經を身讀せるを褒したまふ御妙判。

代表三 崇峻天皇御書 建治三年九月於身延五十六歳

四條金吾は御門下純信至誠の人なり。聊か短氣

の爲に處世上まゝ事を誤らんとす。聖人諄々として化し、或は怒り或は憐み或は褒し或は誡め、個人誘導のあらゆる方法を盡され、至誠を以て之を一貫せられたり。當御書は江馬入道家の同僚等、四條氏を譏訴し、甚しきは暗殺せむとするものあるを聞かれ、その用心を示さる。中に龍口の追腹を感賞して、「殿もし地獄に入らば日蓮も同じ地獄ならむ」との絶大の同情を以て、その性癖を根本より融即したまふ大慈訓あるを以て、後世此書を「同地獄鈔」と名け居れり。

對告一 辨殿御消息 文永九年七月於佐渡五十一歳

是より辨殿書日昭。眞言見聞の送状と傳へらる。佐渡にては、佐前に發表せられざる深義を時々談じたまへれば、佐島より歸らむ者には後進なりとも是れに法門を聽けと教へらる。辨殿は大進、三位とともに高足也。

同二 辨殿尼御前御返事 文永十年九月於佐渡五十二歳

聖人自ら法王軍の征討大將軍に擬し、他宗の僧俗を貞當將門に當て給ひ、又辨殿尼の退轉せず下人

一人佐渡までも附け置く芳心を美せられたり。

同三 辨殿御消息 建治二年七月於身延五十五歳

四條金吾の信仰上の疑、河野邊等の四人の祈につき、伊東八郎左衛門能登房少輔房等の例もて彼等を誡めよ、高弟等を遣せ、寫本を送れ等の用便の御書。

同四 五人土籠御書 文永八年十月於相模依知五十歳

是より大國房書日朗。龍口法難の時、門人日朗外俗四人宿屋の土籠に籠めらる。聖人佐渡に遷らるるに臨み、後事を教訓したまへる御書也。

同五 兩人御中御書 弘安二年十月於身延五十八歳

大國阿闍梨右衛門太夫志に、池上なる大進阿闍梨の物故せる後の坊を處理すべきことを促がしたまふ御書。

同六 伯耆公御房 弘安五年二月於身延六十一歳

是れ日興師に與へらる。南條時光の病に就き、病中の聖人は高弟日朗して救護の符を授させたまへるもの。

同 七 最蓮房御返事

文永九年四月於佐渡 五十一歳

是より最蓮房書。佐渡の流人最蓮房日淨は天台の學匠なり、聖人の佐に入りたまふや、一び謁して弟子たらむと請ふ。聖人許して深妙の法門を傳へたまふ。此書また法義上の義目少からずあり。末文『鎌倉殿はゆるさじとの給ひ候とも鎌倉に歸る』のあたり、聖人自在神通の大威力を見ることを得む。

同 八 祈禱經送狀

文永十年正月於佐渡 五十二歳

三世の大難を以て三世の大利益とする義、末法折伏の行は、病者と雖平癒せば捨身弘法すべきを、弘通の爲め息災延命の祈の事、沙門は肉妻を離れ大難を凌ぎて弘通に勵むべきことを諭されたる御書。

同 九 阿佛房御書

建治三年六月於身延 五十六歳

是より阿佛房書。佐渡の阿佛房、聖人の御病を伺ふに答へて、生老病死敢て驚くべきに非ずと、寂然として生死を度外に置きたまへる訓誡の御書。

同 十 千日尼御前御返事

弘安元年七月於身延五十七歳 御眞蹟 佐渡國阿佛妙宣寺

佐渡の千日尼、夫阿佛房を使として聖人の御見舞に伺候せしむ。聖人爲に女人成佛の法門を記して與へられ、また佐渡にての夫婦の心盡しを褒せられ、又一谷入道の妻を教へ且つ慰むべく傳言したまふ御書。

同 十一 千日尼御前御返事

弘安元年十月於身延 五十七歳

法華經は十方の佛の父母なれば、之を供養するは十方の佛菩薩を供養する功德にあたる。唯此經にのみ女人成佛疑なし、穢土にありても心は靈山に住む者とあぞはせる御書。

同 十二 千日尼御返事

弘安三年七月於身延五十九歳 御眞蹟 佐渡國阿佛妙宣寺

阿佛房日得寂す、千日尼その子藤九郎守綱をして遺骨を身延に收むべく登山せしむ、聖人即ち此御書を持たせて阿佛房の成佛を證し、その死を弔し、よき子を持てるを喜び給ふ、情義兼盡して至れり盡せりといふべきなり。

同 十三 孟蘭盆御書

建治三年七月於身延五十六歳 御眞蹟 京都妙覺寺

是より治部房書。治部房の母、七月十三日佛前に數の物を奉る。聖人即ち爲に孟蘭盆の事を叙して目蓮の如きも法華經によりて始めて救はるゝを説き、大惡は子孫に傳はり、大善も先祖子孫に及ぶ旨もて、治部房の功德、その母に及ぶべき由を教へたまふ。

同 十四 治部房御書

弘安四年八月於身延六十歳

法華經には第六天の魔王必らず障を爲して、世を惡に置かむとして留難を爲す。之に隨へば生死の迷界を出てがたし。故に父母國主なりとて法華經を制止する事は用ゐざれ、これ孝養なりと教へらるゝ書。

同 十五 智妙房御書

弘安三年十二月於身延五十九歳 御眞蹟 下總國中山法華經寺

賴朝義時の廟、鶴岡八幡の社炎上せるを報せる智妙房に答へ、八幡の本地を顯し、國の謗法を厭て天上したまふもの、蒙古の來襲も必らずあるべし、眞言師念佛者どもを縛めて謗罪をゆるめよと促し給ふ。

同 十六 佐渡御勸氣鈔

文永八年十月於佐渡五十歳

同 十七 清澄寺大衆中

建治二年正月於身延 五十五歳

是より清澄書。是書は佐渡より安房清澄寺の故舊に與へたまふ御書、佛教を習ふは報恩の爲めなれば捨身の功德もて故舊を救はむと故事を擧げ、法難に死するを悦び、師の房及び領家の尼への傳言を囑望されたり。

同 十八 華菓成就御書

弘安元年四月於身延 五十七歳

道善房の死を追懷し、我が功德を師に向せむとのたまひ、また道善は方便化現の安立行菩薩ならむかと巧釋したまふ。

同十九 問註得意鈔 文永六年五月於鎌倉四十八歳御眞蹟 下總中山法華經寺
是より富木氏の^{下總若宮}書。土木氏外二人と共に、何事か同僚と幕府に訴訟を争ふ事ありて、出庭に臨み、其の用意を教へられし御書。最初の御文言によるに何か挽いて法門對決の導火にてもなることらしくも思はる、事實詳ならず。

同二十 富木殿御消息

文永六年六月於鎌倉四十八歳御眞蹟 下總中山法華經寺
六月の大師講豫定の明性房に差支ありて、餘人への事に、富木方へ都合御照會の狀。

同廿一 眞間釋迦佛供養逐狀

文永七年九月四十九歳御眞蹟 下總中山法華經寺
釋迦佛の像造立につき、開眼の事、所領の堂供養の事に就いての御指定狀。

同廿二 富木殿御返事

文永七年於鎌倉四十九歳
白米御供養の御返事。

同廿三 富木殿御返事

はざるゝに臨み、その孝志に開顯し、親子同時の成佛の義を示されし御書。

同廿七 富木殿御返事

建治二年十一月於身延五十五歳御眞蹟 下總中山法華經寺
大師講の供養の御返狀か。尼の所勞を勞らる。

同廿八 道場神守護事

建治二年十二月於身延五十五歳
身延の道場衣食乏少の時、富木氏鷲目五貫文を布施す。聖人これ十羅刹守護の致す所かと釋し給ふ。

同廿九 可延定業書

弘安二年於身延五十八歳御眞蹟 下總中山法華經寺
富木女房尼の重病を慰め、法華經の信仰良醫と相待ては定命も亦轉じ得べきを説かれし御書。

同三十 富木殿女房御前御書

弘安二年十一月於身延御眞蹟 安房國小湊誕生寺
供養の誠を讃し、息伊豫房の學成るを報じ給ふ。
同卅一 異體同心事 文永十一年八月於身延五十三歳
是より太田書^{左衛門尉}及女房 此書は太田殿が護法上伯耆房佐渡房等と共に、異體同心に深く盡力せられたる

文永十二年二月於身延五十四歳御眞蹟 下總中山法華經寺
富木氏母の授けつる帷を聖人に奉る。聖人その志を美して功德を法界大にしたまふ。

同廿四 御衣并單衣御書

建治元年九月於身延五十四歳御眞蹟 下總中山法華經寺
衣及單衣を供養せるに對し、法華經六萬九千三百八十四字の佛に供養せるなりと讃し、佛より法の尊きを示したまふ。

同廿五 富木尼御前

建治二年三月於身延五十五歳御眞蹟 下總中山法華經寺
初に夫の所業は妻の内助の力なるを提示し、富木氏が妻の姑によく奉養せしことを悦び内助をたのみとせるを説き、その病を早く治すべきを勵まし、物を歎かずして法華經の女人たれと誠しめらる。夫婦の間に立ちたる導師の慈誨として鑑とすべき御書なり。

同廿六 忘持經事

建治二年於身延五十五歳御眞蹟 下總中山法華經寺
富木氏その母の遺骨を身延に納め佛事を爲して歸る時、その持經を忘る。聖人すなはち修行者に持せ遣

事件或は熱原の御讚詞と、蒙古襲來の近きをいはる。
同卅二 太田入道殿御返事 建治元年十一月於身延五十四歳
太田殿重病に就て其源眞言の謗法にありとて、懺悔滅罪して治療すべきを教へたまふ御書。

同卅三 乘明聖人御返事

建治三年四月於身延五十六歳御眞蹟 下總中山法華經寺
供養に臨み、經の供養は佛の供養に百千萬億倍勝ることを説いて成佛の資たるべきを示さるゝ書。

同卅四 太田殿女房御返事

建治三年十一月於身延五十六歳
衣服の供養に因み寒熱地獄の相を説き、供養の功德を讃する御書。

同卅五 太田左衛門殿御返事

弘安元年四月於身延五十七歳
太田氏五十七の厄の除災を乞ふに答へ、一往方便壽量二品を書寫して授け、更に日蓮に任せと最後の安心を教へらる。

同卅六 太田殿女房御返事

弘安元年九月於身延五十七歳
米の布施に對し金色王の故事を説て之を賛せらる。

同卅七 曾谷入道殿御返事 文永十二年三月於身延五十四歲
是より曾谷書曾谷教信 本書教信入道法蓮の慈父十三
年忌に、方便品の長行を書き賜うて且その功德を開
せらるゝ書。

同卅八 法蓮鈔 文永十二年於身延五十四歲

末代法華の行者を讃毀するは功罪ともに在世の佛
を讃毀するに勝る由を廣説し、轉じて孝養の至れるを
佛とする事、並に遺龍烏龍が故事、自我偈讀誦回
向の功德を叙し、最後に聖人末法の法華經の行者た
ることを説いて結歎したまへる御書。

同卅九 四條金吾女房御書 文永八年五月於鎌倉五十歲

是より四條書四條賴基及其妻 本書は懐胎安産の安心を授
けたまふ御書。

同四十 月滿御前御書 文永八年於鎌倉五十歲

安産を祝ひ前途を壽きたまふ御書。

同四十一 四條金吾殿御書 文永八年七月於鎌倉五十歲

孟蘭盆の故事を説て 四條氏が母の追善を讃せら

供養の使者を遣せるを賛し、經王御前の守護の爲
め、本尊を授け給ふ御書。

同四十七 免與同罪事 建治元年九月於身延五十四歲

四條氏主人江馬入道に謗法を去て法華經に歸し
給へと諫む。聖人その屢して却て讒者に陥られむを
憂へ、最早與同罪を免れたれば黙して用心し、酒を慎
めと諭さるゝ御書。

同四十八 四條金吾女房御返事 建治元年正月於身延五十四歲

四條氏妻卅三の厄に供養を捧ぐ、聖人即ち法華
經の日本第一の女人たれと勸辨せらる。

同四十九 王舎城事 建治元年四月於身延五十四歲

幕府及び極樂寺の焼亡は是果報の盡る兆、謗法の
罰なる事、主親に背き法華經を信する眞の忠孝なる事
等を示さる。

同五十 四條金吾殿御書 建治元年七月於身延五十四歲

四條氏、他宗の僧と諸法實相の義を問答せるに付
き、究竟の妙解を不して指導訓戒せらる。

る。

同四十二 同生同名御書 文永九年四月於佐渡五十一歲

四條氏佐渡へ伺候したるに就き、聖人留守の女房
の功德を賛し、女人の罪障を破ると遊ばす御書。

同四十三 四條金吾殿御返事 文永九年五月於佐渡五十一歲

佐渡顯本の法門の御書なり。狭けれども深き題目
の法體は諸佛の師範成佛の直道、煩惱即菩提生死
即涅槃の法、日蓮はこれ上行の使なり、たゞ夫婦心を
合せ法華宗の四條金吾と謠はれよと勸めらる。

同四十四 四條金吾殿御返事 文永九年九月於佐渡五十一歲

四條氏悲母三年忌の志を送るに答へ、王權が佛法
の流通に深縁ある事、行者と佛と法華經との功德、
眞の梵音聲は法華經なる事等を説かる。

同四十五 經王御前御返事 文永九年於佐渡五十一歲

經王御前を儲けて信心を増したる事。謗法の世は
罰を受けるも復た必救はるべきを宣ふ。

同四十六 經王殿御返事 文永十年八月於佐渡五十二歲

同五十一 四條金吾釋迦佛供養 建治二年七月於身延五十五歲

釋尊の木像一體造立に就き開眼の妙義を示し、父
母孝養の志を賞し、横難を忍ぶ用心を具に教へ給ふ。

同五十二 四條金吾殿御返事 建治二年九月於身延五十五歲

正法を弘むるは聖人、聖人を助くるは檀那なれば自
重せよとて、四條氏が所領がへに付き主君に答ふべき
様を教へ給ふ。

同五十三 四條金吾殿御返事 建治三年於身延五十六歲

所領がへを嫌ふ四條氏の所願につき、直情徑行を
誠め、八風に犯されざれとて細く訓誨し給ふ。

同五十四 四條金吾殿御返事 建治三年七月於身延五十六歲

聖人の弟子三位房龍象房と問答して勝つ、讒者
いふ四條其座に在りて亂暴すと、江馬氏頼基に法華
經を信せざる由の起請文を徴す、聖人よりて此書を以
て頼基の決意を堅め、所領を惜まざれと勵まさる。

同五十五 四條金吾殿御返事 建治三年於身延五十六歲

重ねて起請を書かざれと用心を促し、道理は主に勝

物なりとて陳狀を上しめらる。

同五十六 四條金吾殿御書 建治四年正月
於身延五十七歳

陳狀に強言を上しに、今や主の出仕の供せるを聴かれ、愈頼基に舉動出入慎重に用心すべきを教へ、家庭の用意をも示さる。

同五十七 四條金吾殿御返事

建治四年四月於身延
御眞蹟 中山法華經寺

何事か聖人の上に幕府の迫害の風聞ありしを報知せるに答へ、檀越はたゞ安じて主の御奉公せよこれ法華經ぞと教へ給ふ。

同五十八 中務左衛門尉御書

弘安元年六月於身延
御眞蹟 京都立本寺

建治三弘安元の兩年疫病全國に彌る。これに教理的解決を下され、傍ら御自身の御下痢に頼基の藥効を褒美せらる。

同五十九 四條金吾殿御返事 弘安元年九月
於身延五十七歳

頼基の硬骨遂に主に勝つて所領を給ふ由を聞かれ、

同六十五 四條金吾殿御返事 弘安三年十月
於身延五十九歳

殿岡より遠く供養の誠を展べたるに對し、護法の久しき功德を讃へ更に受施の御身の靈格を明したまふ。

同六十六 四條金吾許御文 弘安三年十二月
於身延五十九歳

八幡の本地釋尊にして寶殿を焼て天上し、法華經行者の頂に栖み給ふべしと示さる。

同六十七 四條金吾殿御返事 弘安四年正月
於身延六十歳

八日講を讀し、供養の功德を美せらる。

同六十八 兄弟鈔 文永十二年四月於身延五十四歳
御眞蹟 伊豆玉潭妙法華寺
是より池上書^{太夫志兵衛志} 右衛門大夫志、強盛に

法華經を信ず、父の左衛門太夫これを勘當して弟兵衛志に家督せしめむとす、兵衛志父の愛情に稍動搖の志あり、聖人即ち此鈔を造り、兄弟夫婦一致して勘當を受け父を諫め遂げよと教へらる。

同六十九 兵衛志殿御返事 建治元年八月於身延
御眞蹟 京都立本寺

鎌足の古例を擧げ、法華經釋迦佛を捨てざれと示さる。

これ信心強盛大難を凌ぎ、日蓮が怨嫉の大陳を破る味方たりし功德果報ぞと諭さる。

同六十 四條金吾殿御返事 弘安元年十月
於身延五十七歳

所領三ヶ所給ふ由を祝し、悦ぶべきを悦べ五欲を離れず道心堅固にして成佛せよと諭さる。

同六十一 四條金吾殿御返事 弘安元年後十月
於身延五十七歳

怨嫉の者は忘れさせて視ふべし心堅固に用心せば神の守則ち強からむとて、細く用意を示さる。

同六十二 日眼女釋迦佛供養 弘安二年二月
於身延五十八歳

四條妻女三十七の厄に釋尊の御像を造立す。この釋尊これ一切聖賢神佛の本地なりと開顯し、日本第一の女人なりと讃せらる。

同六十三 四條金吾殿御返事 弘安二年十月
於身延五十八歳

四條氏怨嫉者に視はれ危きを免る、聖人即ち兵法劍形の本も法華經の信に在りと示さる。

同六十四 四條金吾殿御返事 弘安三年八月
於身延五十九歳

男子生る、日若御前と命名を賜ふ書。

同七十 兵衛志殿女房御書 建治三年三月
於身延五十六歳

檀越の某尼御前へ乗馬を便せし好心を讃美し給ふ書。

同七十一 兵衛志殿御書 建治三年九月
於身延五十六歳

兄大夫志と愈志を合せ、父を法華經に入るハ計ヒ貴邊にありと勵し、蒙古の來寇を豫言さる。

同七十二 兵衛志殿女房御返事 建治三年十一月
於身延五十六歳

銅御器二を供養せし功德を讀したまふ書。

同七十三 兵衛志殿御返事 建治三年十一月於身延
御眞蹟 京都妙覺寺

大夫志再び父の勘當を受く、兵衛志稍退轉の色あり、此書事理反覆厚く兵衛志の信心を激勵せらる。

同七十四 兵衛志御返事 弘安元年六月
於身延五十七歳

味噌桶供養受領の御狀。

同七十五 兵衛志殿御返事 弘安元年十一月於身延
御眞蹟 京都立本寺

身延の寒氣強く供養の小袖の志厚きを讀し兄弟の中、父の間、上の御覺めてたきを悦び給ふ。

同七十六 孝子御書 弘安二年二月
於身延五十八歳

兵衛志への御書親父の死夫を弔し、兄弟志を一にして法華經を信じ徹せし孝養を褒め、父の亡後も兄弟誼よろしかれと戒め給ふ。

同七十七 右衛門大夫殿御返事 弘安二年十二月於身延

自ら上行垂迹の人なることを宣へる御書。

同七十八 太夫志殿御返事 弘安三年於身延五十九歳

天台大師供養の功德を遊さる、或は大師講への供養物を送れる御返しか。

同七十九 兵衛志殿御返事 弘安四年六月於身延

青島五貫文布施の受領題目一遍の事。

同八十 太夫志殿御返事 弘安四年十二月於身延

種々御供養物の御受領状。

同八十一 彌源太殿御返事 文永十一年二月於身延五十三歳

世間よりいはゞ日蓮は日本第一の僻人也。佛法よりいはゞ日蓮は通塞の案内者也、杖柱とせよ、天照太神の住み初め給へる安房國に生れし吾は果報の者ぞと祝はる。

母かとも仰せられ、更に地頭の病惱を治しその謝恩として海中出現の釋尊を感得し給へる事これ彌三郎夫婦の功德とし、一念三千法界成佛の法門を記したまふ。

同八十七 大井庄司入道殿御書 建治二年於身延五十五歳

龍門の魚の登り難き如く衆生佛道を遂げがたし、唯法華經の爲に命を捨つるこれ成佛の捷徑なる旨を遊ばす書。

同八十八 上野後家尼御前御書 文永十一年七月於身延五十三歳

是より上野書及母一族 本書は南條七郎の死去を弔し、即身成佛の法門を示し、心地九誠修行六誠なれと教へらる。

同八十九 上野殿御返事 文永十一年七月於身延五十三歳

上野七郎次郎が父七郎の志を繼ぎて正法もて父を回向するを讃めたまふ。

同九十 上野殿御書 文永十一年十一月於身延五十三歳

法華行者供養の功德を明し、念佛禪殊に眞言の

同八十二 彌源太入道殿御返事 文永十二年九月於身延五十三歳

法華經の信心は傳子病なる事、日本國は弘法慈覺智證三大師の惡義の科を受くる事等を遊ばす書。

同八十三 彌源太入道殿御消息 弘安元年八月於身延

建長寺道隆の死骨舍利となる噂を批判し、道隆の振舞と、その寺僧の甲斐なきを遊ばす書。

同八十四 推地四郎殿御書 弘長元年四月於鎌倉

大難を迎へて大法を光顯する、これ末法の法華經の行者、一文一句も信受し展轉せむは如來の使、一句も神に染めば生死大海を渡る船なりとて、如渡得船の譬を釋し給ふ。

同八十五 秋元殿御返事 文永八年正月於安房五十歳

五節句相承の間に答へ、總じて南無妙法蓮華經なり、師檀の契は三世に亘る事を諭さる。

同八十六 船守彌三郎許御書 弘長元年六月於伊豆四十四歳

伊豆流罪着船の時、聖人を勞り助け窃に誘徒重疊の中に三十餘日の供養を致せるを褒し、日蓮が父

惡義國を亡ぼすと示さる。

同九十一 上野殿御返事 建治元年五月於身延五十四歳

阿那律の本事を以て供養の功德深大なるを説き、餘人の制止を用ひざれと誡めらる。

同九十二 上野殿御返事 建治元年七月於身延五十四歳

日蓮を供養するは、法華經の命を繼ぎ、釋尊乃至三世諸佛を供養し衆生の眼を開く徳也と教へらる。

同九十三 上野殿御書 建治元年八月於身延五十四歳

屋形造の棟札の請に依り、化城喩品の文を授け給ふ。

同九十四 單衣鈔 建治元年八月於身延

一代の洪化を提示し日本第一の惡まれ者と稱せられ、又法華經の一文々これ金色の佛なれば一枚の帷は、一々に此佛に着せまゐらすと巧釋し給ふ。

同九十五 上野殿母尼御前御返事 建治元年十二月於身延

正月一日より止觀講談書籍乏少の事、鎌倉飢渴

御眞蹟 熊本妙寺

の事、蒙古の勘文により法門日本國に弘まらむとする等、此書は或は佐前の金吾殿御返事と同系年に入るべきか。

同九十六 上野殿御返事 建治元年於身延

法華經を信行する者は四徳を修し四恩を報する者なり、釋迦多寶等一切これを守らむ、一心に信を入れば必らず現世安穩後生善處ならむ。

同九十七 南條殿御返事 建治二年正月於身延五十五歳

種々の供養志の顯れたるを嘉し、その果報現世にも虚からずと遊ばさる。

同九十八 南條殿御返事 建治二年三月於身延五十五歳

讀み書かねども、讀み書く人を供養せば必ず佛に成るとして供養の徳を讃め給ふ。

同九十九 南條殿御返事 建治二年後三月於身延御眞蹟 駿河富士大石寺

大橋太郎の兒の孝養によりて法華經の功徳を例證し、南條殿の孝心を賞て、國の謗法を歎き給ふ。

同壹百 九郎太郎殿御返事 建治二年九月於身延五十五歳

法華經を大白牛車に譬へ、折伏弘通、信行成佛、出離生死の趣を釋成したまふ書。

同壹百六 上野殿御返事 建治四年二月於身延五十七歳

阿育大王の宿福に比して法華經供養の徳を比説し、信心に水火の二ある事、家内に患多きは信心を試らるゝならむと誨へ給ふ。

同壹百七 南條殿女房御返事 建治四年五月於身延

供養物御受領に臨み、その功徳を縦横に巧釋せらる。

同壹百八 時光御返事 建治四年七月於身延

阿那律および迦葉の本事より、時光の供養に比況し、親父回向の大功徳を釋成せらる。

同壹百九 上野殿御返事 弘安元年九月於身延五十七歳

鹽一駄生薑の供養に對する御讚美。

同壹百十 上野殿御返事 弘安元年後十月於身延

時代の惡化を叙し、檀那の供養を美せらる。

同百十一 九郎太郎殿御書 弘安元年十一月於身延御眞蹟 身延久遠寺

芋一駄を受領し給へる御狀。

同壹百壹 本尊供養御書 建治二年十二月於身延五十五歳

御本尊供養の僧饍料等の布施に對し、種々の譬喩を擧げて、功徳を歎じ給ふ。

同壹百貳 上野殿御返事 建治三年五月於身延斷片在富士大石寺

法華經には佛滅後の行者は佛の九横の難にも勝れたる難あるべしとあるに正像未だ見ず末法唯日蓮一人也。日蓮が弟子等も亦然るべし、親切氣に此經を捨させむと教訓する者あらば、斯の如く答へよと教へ、不惜身命に持てと勵まし給ふ。

同壹百三 南條殿御返事 建治三年七月於身延

種々の供養に對し、阿那律迦葉釋摩男金粟王の故事を引て其功徳を釋成し給ふ。

同壹百四 庵室修復書 建治三年於身延五十六歳

御庵室の修覆に學生を勞して衣食乏少の中に、上野殿等の供養を受け給ふ消息の斷片也。

同壹百五 大白牛車書 建治三年十二月於身延五十六歳

故上野殿に隨て妙法を持ち供養の至誠を展べたるを嘉し、現實の功徳虚しからざるを證せらる。

同百十二 上野殿御返事 弘安二年正月於身延

供養を嘉して財の所用の時處によりて異なる事を説き、七郎次郎時光の故上野殿に似たるを宣ふ。

同百十三 上野殿御返事 弘安二年八月於身延

種々の物の供養に縦横の妙解を施し、成佛の功徳を結し給ふ。

同百十四 上野殿御返事 弘安二年十月於身延御眞蹟 富士大石寺

白米の施を賞て、聖人自ら梵行の身なることを仰せらる。

同百十五 上野殿御返事 弘安三年正月於身延五十九歳

元三の供養を嘉し給ふ。

同百十六 上野殿御返事 弘安三年三月於身延

故上野殿忌日の供養に對し、世間出世間の孝不孝を釋し、孝養第一の人なりと結し給ふ。

同百十七 上野殿御返事 弘安三年七月於身延

上野殿世の機嫌を憚らず、法華經信者の神主等を扶く怨嫉多し。よりに所詮世は歎きの中なり、同じくは正法の爲に苦を忍べと教へらる。

同百十八 上野殿後家尼御前御書 弘安三年九月於身延

南條時光の弟七郎五郎の死去を弔はる、書、母と共に歎き給ふ同情、實に一字一涙の感あると共に五郎が臨終の正念を悦ばる。

同百十九 上野殿母御前御返事

弘安三年十月於身延 御眞蹟富士久遠寺本門寺

南條七郎五郎四十九日の供養に因み、廢權立實、諸佛守護、謗國多難、行者尊重等の義を教へ、最後に全幅の同情をもて弔意を結び給ふ。

同百二十 上野殿御返事 弘安三年十二月於身延

易々と佛になるは二つなき寶を法華經に供養するにあるを因縁譬喩もて教へ給ふ。

同百廿一 上野尼御前御返事 弘安四年正月於身延 御眞蹟富士大石寺

春の初に花の咲き草の芽ぐむにつけて、七郎五郎を

父兵衛並に第五郎の成佛疑なきを結し給ふ。

同百廿七 法華證明鈔

弘安五年二月於身延 六十一歳 御眞蹟弘法寺妙覺寺西山本門寺

時光大患に罹る、醫藥効を奏せず、聖人御病中日朗に命じてまづ符文を授く効なし、急使復到る、本化の聖者病床を蹴て、染毫一揮鬼を呵し魔を叱す。無限の威力身毛粟然たるを覺ゆ。時光病即癒ゆ。

同百廿八 松野殿御消息 建治二年二月於身延

是より松野書松野六郎右衛門 及其妻一家 本御書は法華の持者は一切衆生中第一、供養の徳は佛を供養するに勝ると經文を擧げて供養の功德を讃せらる。

同百廿九 松野殿御消息 建治二年於身延

悲華經に基き、阿彌陀佛より釋尊の慈悲勝れ、娑婆世界の唯我一人の教主として、十方淨土擯出の衆生を救はる、旨を示さる。

同百三十 松野殿御返事 建治三年九月於身延

在家朝夕唱題の後臨終正念の所觀を示して安心

懐はるべしと母尼に同情し、竟に妙法の信念に結合し給ふ。

同百廿二 上野殿御返事 弘安四年三月於身延 六十歳

上野時光重疊の迫害に堪へ、法華經に奉公し身の罪せらるゝをも厭はざる志あり、聖人之を賞嘆し給ふ。

同百廿三 上野殿御返事 弘安四年九月於身延

供養物を褒美して功德を増長せしめ給ふ。

同百廿四 上野殿尼御前御返事

弘安四年十一月於身延 御眞蹟 富士大石寺

當體蓮花の法門を巧説し、松野入道の忌日の回向を遺龍烏龍の故事もて解釋したまふ。

同百廿五 上野殿母尼御前御返事

弘安四年十二月於身延 御眞蹟 富士大石寺

聖人の御所勞に尼藥艸を奉る、服用の功能を認め、更に故五郎の追懐に尼を慰め給ふ。

同百廿六 春初御消息 弘安五年正月於身延

深山の春の様を叙し供養の功德を擧げて、時光及

を決定せしめ給ふ。

同百卅一 松野殿御返事 建治四年二月於身延 五十五歳

日本國の衆生天變地天により人を食ふ大惡鬼となる謗國の故也、これ日蓮を蔑み用ひざるに由ると誨ゆ。

同百卅二 松野殿御返事 建治四年五月於身延

供養の誠を賛して成佛を決し給ふ。

同百卅三 種々物御消息 弘安元年七月於身延

種々供養の答に、不信謗法の罪、五逆十惡に過ぎ當世の智者皆墮無間の者なること、聖人は不輕菩薩の如きと示さる。

同百卅四 松野殿後家尼御前御返事 弘安二年三月

法華經の遭ひ難きこと、聖人強義折伏の弘通、諸宗を震撼せること、かゝる我を供養するは、佛の其頭に宿らせ給ふかと結せらる。

同百卅五 松野殿女房御書 弘安二年二月於身延

身延御隱栖の有様を叙述し、供養の物、よく修行學問を繼ぐことを得たりとて施主の功德を結歎せらる。

同百卅六 淨藏淨眼御消息 弘安三年七月於身延樂徳の故事、淨藏淨眼の本事を引て、子によりて菩提心を導かれたるを悦び給ふ。

同百卅七 松野殿女房御返事 弘安三年九月於身延清淨の信心の水には釋迦佛の月宿ること女の懷妊の如し、又法華經の信心は後遂げ難しと警めらる。

同百卅八 蒙古使御書 建治元年十月於身延萬法は己心に收る、是法華經の眞理也、故に賢人聖人は三世を洞見す、日本國の敵は謗法の僧なるに蒙古の使を切るは不便の事也と判ぜらる。

同百卅九 西山殿御返事 建治二年於身延人心移り易し信心を雪漆の如くせよと誠む。

同百四十 西山殿御返事 弘安四年於身延供養の志に感じ、自ら身を謙し、徳を法華經に譲り、一切の凡夫を法華經の功德に浴せしめたまふ。

同百四十一 高橋殿御返事 建治元年七月高橋入道の妻に賜ふ書。末代行者の供養は佛を供

養するに勝り成佛疑なし。入道の所勞歎かし今少時ありて謗國の罰を見給へと宣ふ。

同百四十二 彌三郎殿御返事 建治三年八月

他宗僧との問答の用意に、まづ釋尊の三徳もて基とし、日蓮聖人の行化を擧げ、不惜身命に詰難せよやと教へらる、彌三郎は駿州沼津の人と傳ふ。事蹟不明なり。

同百四十三 紺入道殿御返事 建治元年四月御眞蹟尾張妙勝寺

已下國府書及尼御前 此書は國府入道身延に來れる志を歎じ、父は釋尊子は日蓮と思せ等と慰らる。

同百四十四 國府尼御前御返事 建治元年六月

阿佛尼と共に供養物を送れるに復さる。行者供養の功德、日本一同聖人を怨敵とすること、佐渡流罪中の芳心を讀し、影を日月に浮ぶる身ぞと結し給ふ。

同百四十五 女人成佛鈔 文永二年著述四十四歳

爾前法華相對し女人成佛此經に限ると明し、終に精靈回向を以て結し給ふ。

同百四十六 日妙聖人御書 文永九年五月於佐渡

已下日妙書一檀越の女人の身として、一子を抱いて聖人を佐渡に訪ふ。仍て樂法梵志雪山童子等の上聖の不惜身命に擬し、終に此經の女人成佛を示し、日妙と名を賜ふ、讚美の至也。

同百四十七 乙御前御消息 建治元年八月於身延

外道より法華に至る教の淺深と、その人師の勝劣を明し、蒙古襲來の豫言に約して聖人自らの靈格を明にし、供養の男女の徳を擧げ、日妙尼の女身にして佐渡延山に來れるを激歎し給ふ。

同百四十八 新尼御前御返事 文永十二年二月

安房領家の大尼新尼ともに御本尊を請ふ。即ち御本尊の獨尊の所以を説き上行の靈格を暗示し、安房に弘通を端め給へる密意を蘊み、やがて大尼は退轉者の故に御本尊授け難きを婉説し給ふ。

同百四十九 棧敷女房御返事 建治元年五月

妻は夫に隨ふを提示して法華經の女人たるを賞で、

法華經修行に聖凡の二人を分ち、凡夫供養の功德を勸賞し給ふ。

同百五十 棧敷女房御返事 建治四年二月

供養の因縁を以て、過去十萬億佛を供養せる人とし給ふ。

同百五十一 妙一尼御前御消息 建治元年五月

妙一尼夫を失ふ。聖人絶大の同情もて亡夫の志を推し老尼の扶護をも保したまふ。書牒涙潜々たり。

同百五十二 妙心尼御前御返事

幼兒の爲に御守として曼陀羅を授けて、その功德を説き給ふ。

同百五十三 妙心尼御前御返事 弘安元年八月

尼の夫の入道重病に臥す、聖人死は必ず病に依らず、病は一あり、まづ心の重病を治し臨終正念を得て後ち、身の病は宿業に任すも可なりと教へ給ふ。

同百五十四 妙心尼御前御返事 弘安二年十月

入道死す一周忌の僧儲料の受領の書に夫婦相思

の懷を述べて同情し、題目により後世を訪ふべきを勧め給ふ。

同百五十五 妙心尼御前御返事 弘安三年五月

種々の供養は入道の爲か、唱題の功德は其妙の字菩薩等に變じ冥途に通じなむ、妙の字は釋尊、此字は天地日月一切の功德也と。

同百五十六 光日房御書 建治元年三月

已下光日書安房の故舊 本書は佐渡遠流より身延入山を叙し、一轉して尼の文により其子彌四郎の死を知り痛惜し、法門もて追懷慰諭したまふ。

同百五十七 光日上人御返事 弘安四年八月

謗法華の者は阿鼻獄に入る日本國は皆其人也。今生は蒙古に攻られ修羅道たらむ。此は謗法各宗の報也。尼は子の爲に法華經を信ず母子ともに靈山淨土に對面せむ。

同百五十八 妙法尼御前御返事 弘安元年七月

已下妙法尼書或云名越時章娘 尼の夫死する時題目を高唱

阿那律を引て粟供養の功德を讚す。

同百六十四 窪尼御前御返事 弘安四年十二月

惡業に依れる財は佛事となり難く善根の財も供養すべき人悪ければ却て惡道の因となる。日蓮は自身なし、たゞ法華經なり。

同百六十五 日女御前御返事 弘安元年六月

日女或云池上太夫志妻 廿八品品々を供養せむとす、聖人即ち囑累品已下の功德を讚し、陀羅尼品に特に當時の疫病の觀解を示し給ひ、靈格の權威を明されたり。

同百六十六 内房女房御返事 弘安二年八月

内房女房中臣氏女 父の百日忌に布施願文殊勝也。法華經の題目は一切經の大王尙日本國の天子の如し、一切經は國々の國王受領也。弘法慈覺智證等眞言經を以て法華經を下す此下尅上は王法に及びて國王は水屑島夷となり給ふ也、又過去尊靈は成佛疑なからむとて馬鳴の故事を遊はす。

す色白し是成佛の相也。法華經の題目は白粉の如く無始の黑業を佛種とす、男女共に即身成佛也。

同百五十九 妙法尼御前御返事 弘安四年

世縁頼み薄し法門の爲に人に怨まる、尼は不輕菩薩の如く佛の姨母に過ぐ、一切衆生喜見佛とは尼の名に非ずや。

同百六十 窪尼御前御返事 弘安元年六月

已下窪尼書持妙尼 當書は信心の根深く清く念持せる故に、種々の供養あるかと讚す。

同百六十一 窪尼御前御返事 弘安二年五月

阿育王の本事を擧げて今の供養に比況し故入道も成佛し姫御前の孝養の心は法華經と契ひて世の幸を得たまはむとあり。

同百六十二 窪尼御前御返事 弘安二年十二月

雨の數塵の數は知るべし法華經供養の功德測り難しと宣ふ。

同百六十三 窪尼御前御返事 弘安三年六月

同百六十七 刑部左衛門尉女房御返事 弘安三年於身延

女房の母十三年忌の孝養に答へ、不孝者に對する地神の悲歎、母の大恩、目蓮及爾前の佛の不孝を示し、法華經のみ眞の報恩經なる事を教へらる。

同百六十八 王日殿御返事 弘安三年

貧者の供養貴ふべく法華經の妙の功德は一切を生じ、繼じ、女人を釋迦佛にす。

同百六十九 法衣書 弘安三年於身延 御眞蹟 下總中山法華經寺

法衣の布施に報じ、廣く施衣の功德を説き、法華經にて女人の成佛を證したまふ。

同百七十 日嚴尼御前御返事 弘安三年

立願の叶不叶は檀那の信心に依るを誨へらる。

同百七十一 大白牛車消息

法華經の大白牛車を巧釋して 信念觀解の増上に資し給へるもの。

教解篇

代表一 十法界事 正元元年撰述三十八歳

一代聖教は爾前迹門本門觀心の四種展轉し、從淺至深して開悟す。教相は本門壽量品より見れば本門未顯の爾前迹門は、ともに六道を出でざる無得道の法なるを説く、教相分の代表。

代表二 得受職人功德法門鈔 文永九年五十一歳

爾前經は等覺に非ずは妙覺の職位を授けず、法華經は理即の凡夫も妙法を信受すれば妙覺佛位の職を授く。その受職に比丘と俗衆の二人あり、各又修學解行と信行に分る。比丘は忍惡禁煙斷肉の徳ある故に俗の上上にあり。修學は化他の徳ある故に修行の上上にあり。上下濫るべからず、受職の上は他の爲に説け、讚毀の罪福佛に勝れ。初心の凡夫も方便極位の菩薩に勝る、須らく諸宗諸經の邪を捨て、日蓮相承の南無妙法蓮華經を唱ふべし至心に唱ふべしと。最蓮房日淨に

授けらる。法門分の代表篇。

代表三 妙一女御返事 弘安三年十月五十九歳

法門の詮は即身成佛、眞言及諸宗其實を知らず、龍女は是法華即成の證據、此に又二、迹門と本門也。本迹に事具理具、在世末法、一實本門、能入所詮等の異あり等と明さる、妙解分の代表篇。

年序一 主師親御書 建長七年三十四歳

釋尊は我等の主師親彌陀は無縁也。此主師親不受餘經一偈と誡め、忽遇大王膳無上寶聚不求自得と佛果を授く。たゞ滅後末代持ち難けれど、而も五逆謗法殊に女人成佛は此經に限る等、女人に賜ふ書か。

同 二 十二因縁御書 康元元年三十五歳

成佛とは我身を知る也と提示し、十二因縁・胎内五位・六根に經て心是不思議、心是法華經、五根一身閻浮法界皆法華經也と釋し、信毀の罪福を擧げ佛種佛行、佛の血脉此經にありと結す。

同 三 三八教 正嘉元年三十六歳

法華經を諸經に勝るとするに三種の教相と化儀化法の八教あり、その天台の釋を鈔出し給ふ。

同 四 三種教相 正嘉元年三十六歳

前書と同趣旨にて詳細を極む、三種教相、八教の外、三説超過、十論稱揚、十雙歎、十勝等の釋をも鈔出す。學徒指導の御述作也。

同 五 衣座室御書 正嘉元年三十六歳

法師品衣座室三軌を涅槃の五行に係けたる御判。

同 六 六凡四聖御書 正嘉二年三十七歳

二乘非情不成佛なる爾前大乘の歸結を表示す。

後の「爾前二乘菩薩不作佛事」と本一書なるか。

同 七 一代大意 正嘉二年三十七歳

初に化法の藏・通・別・圓の四教の法門を爾前經に依て解釋し、次に五時に於て前四時は四教の攝とし、終に法華經の純圓超過の圓を釋して諸經諸宗の無得道、法華開會の妙義を結歎し、念佛者の失意を責めらる、著書の初と傳ふ。

同 八 一念三千理事 正嘉二年三十七歳

十二因縁と一念三千と三身の義を釋せらる、三の法門自ら相關の密意あり。

同 九 一念三千法門 正嘉二年三十七歳

一念三千一心三觀は方便品の十如是に基く即身成佛の妙法、唱題讀經にて之を成ず、禪宗の觀念のみ尊ぶは惡義也。是の如説の修行は一生成佛す、義を知らず唱ふるも功德無量、やがて我身に三身を感ぜむ等。

同 十 爾前二乘菩薩不作佛事 正元元年三十八歳

二乘不成佛は菩薩の不成佛なるを釋成す。

同 十一 十法界明因果鈔 正元二年三十九歳

十法界の因果を釋して正法の信を勸む。三惡道には謗法を誡め、人道以上は多く戒に約して因行を説き、更に爾前の戒と法華の戒、法華の相待妙戒と絶待妙戒を對判し、凡夫の一生妙覺法華經に限る義を結釋せらる。

同十二 一代五時圖 正元二年三十九歳
五時説法を圖表して諸宗の所屬を明し、別に念佛宗の相承所依所立を圖し、日本國皆念佛を正行とす、國一同の謗法也と結す。

同十三 今此三界合文 正元二年三十九歳
今此三界の經文を提示し、娑婆世界の主師親は釋尊に限る義の釋文を鈔集する書。

同十四 後五百歳合文 正元二年三十九歳
後五百歳中廣宣流布於閻浮提無令斷絶等の經文を提げ、日本國に大白法出づべきを釋成す。

同十五 行者佛天守護鈔 弘長二年四十一歳
法華行者を守護する是神の務なるを釋す。

同十六 上行菩薩結要付屬口傳 弘長二年四十一歳
寶塔勸持涌出屬累の經文、次に台判、次に結要付屬、屬累の文段、大集の五箇五百歳を圖表す、其以下の文は内外の妙判類文多し。

同十七 藥王品得意鈔 文永二年四十四歳

菩薩に三種、末法の本門弘通は下方本化の衆に限る旨、台判を以て史實に合し圖示せらる。

同廿三 小乘大乘分別鈔 文永十年於佐渡五十二歳
所對に依て大小の名異なる、眞實の大乗得道の經は法華經壽量品に限る、失意の者佛法を謬り墮獄多しと釋す。

同廿四 爾前得道有無御書 文永十一年五十三歳
他宗の爾前得道の義を擧げて破折を隱し、以て學者を勸奨せらる。

同廿五 觀心本尊得意鈔 建治元年五十四歳
迹門を捨よとは約時の判なるを説て曾谷教信の誤解を誡め、一切經は法華經の皮膚毛彩なれば法華の爲に之を用ふる旨を顯示して、安國論なる爾前の引文を消釋す。

同廿六 富木入道殿御返事 建治三年五十六歳
富木氏了性房心尊と問答し彼を閉口せしむ。その報書の答也。第三法門、問答用意、魔障多端、持

藥王品の十諭稱揚と女人の成佛往生を釋す。

同十八 壽量品得意鈔 文永八年五十歳
壽量品は一切經の肝心題目又壽量品の肝心なるを釋す、開目鈔の類文。

同十九 十章鈔 文永八年五十歳
三位房へ賜ふと傳ふ。當時の天台學者が止觀に對する失意を解説し、唱題を勸進する所以を明し用心を示さる。本書の『沙汰』とは何事なりや未明ならず。

同二十 秀句十勝 文永八年五十歳
傳教の「秀句」の文を鈔出し、自解を添加して門弟の學解増進に資し給ひしものか。

同廿一 艸木成佛口決 文永九年二月於佐渡五十一歳
天台の學僧最蓮房、聖人に隨順し、艸木成佛の義を問ふ、妙法蓮華經・壽量品の釋尊・一念三千の大曼荼羅もて答へらる、深義沈潜を要す。

同廿二 下方他方舊住菩薩事 文永九年五十一歳
御眞蹟 下總中山法華經寺

戒進退等の義を示さる。

同廿七 法華經二十重勝諸教義 建治三年五十六歳
法華を謗り無間に墮つといふ所以の理を辨じ、十雙を以て絶待唯一の正法たるを顯さる。

同廿八 始聞佛乘義 建治四年二月五十七歳
末法法華經の信行は就類相對二種の開會に依て三道即三徳となるを明し、聞妙の功德父母をも即身成佛せしむるは是第一の孝養也とす。

同廿九 寶經法重事 弘安二年五十八歳
西山氏に報する書、法は重く佛は軽く法を本尊とする行者と佛を本尊とする行者と、輕重あることまた同じき三言を示さる。

同三十 曾谷殿御返事 弘安二年五十八歳
諸經は諸味、涅槃は醍醐、法華經は五味の主なり、題目は一代佛敎の意ココロなる義を明し、眞言の開眼は是れ日本國の神明を魔鬼にするもの也と判じ、故事を引て巧釋す。

同三十一 三世諸佛總勘文教相慶立 弘安二年 五十八歲

一代五十年の佛經を化他方便自行眞實に分ち、佛法心法衆生法三法和合して妙法蓮華經なるを示し給ふ。

同三十二 諸經與法華難易事

弘安三年五十九歲 御眞蹟 下總中山法華經寺

佛の隨自意經は衆生難信難解、隨他意經は易信易解也。衆生法華經を信するは佛意に隨ふ故に自然に佛界に至る、佛法は體の如く世間は影の如し體曲ぬれば影斜なり等。

同三十三 十八圓滿鈔 弘安三年五十九歲

傳教の修禪寺決に出たる十八圓滿法門の釋より、一轉して末法相應上行所傳の妙法を示し、止觀を以て學解の助行となすの詮を示さる。

對判篇

代表一 諸宗問答鈔 建長七年三十四歲

初に謬誤失意の天台宗を破して諸經無得道墮地獄の義を定め、次に禪宗、眞言宗、念佛宗の立義を破折せらる。

代表二 顯謗法鈔 弘長三年四十一歲

一に八大地獄の因果に於て 五逆と謗法の墮獄を明し、二に無間地獄の因果の輕重に於て五逆より謗正法の罪重きを明し、三に問答料簡に於て諸宗の料簡を示して謗法の相貌を明し、四に行者佛法を弘むる用心に於て教機時國教法流布の前後の中の知教の下に、諸宗謗法の所計を顯はすと深刻なり、諸宗の所解概ねこの外を出でず、佐前における聖人教學の精要は、教機時國鈔守護國家論唱題鈔當鈔等に於て、いかに天台學の骨髓に鍊達したまひしかを知るべく、所謂識見に於て既に古今を眇睨したまへるを見る。

代表三 八宗違目 文永九年於佐渡五十一歲 御眞蹟 京都妙顯寺

天台宗以外、俱舍成實律法相三論華嚴眞言の七宗并に淨土宗の本尊の誤れるを出し、父を知らざる

禽獸に同じ、許多の法門理解全く所用に非すと破し、華嚴眞言の兩宗の一念三千をいふは本經に約せば成立し難く別教の分齊、人師の釋は天台妙智の偷盜而も義の立處なし龜毛兎角のみ、壽量顯本三身常住本有一念三千の本佛これ眞の本尊成佛の正境なることを以て根本能破の基本としたまふ。開目鈔より本尊鈔に至る宗義の關節を示す御撰述と拜すべきか。

年序一 女人往生鈔 建長五年三十二歲

藥王品の女人往生を廣説し、念佛宗彌陀三十五願の女人往生の方便不眞實を破す。

同二 蓮盛鈔 建長七年三十四歲

禪宗天魔の義を問答體に書されたるもの。

同三 念佛無間地獄鈔 建長七年三十四歲

淨土宗は法華不信毀謗の故に無間地獄の業因也と説く。

同四 守護國家論 正元元年三十八歲

是れ念佛無間論の教學的發表也。されど未だ佐渡

顯本以前伊豆流罪以前なる故に法義開顯上ともに其憾なきに非ざれど、諸處既にその伏線を拜し得べし。結構の雄大識力の高邁實に高辨等の類に非ず。文凡そ七大段、周到明確斷義金剛の如し。

同五 念佛者追放宣狀事 正元元年三十八歲

教法と政法と共に十分の効力を以て人生を内外より治むるは聖人の理想也。故に自ら貞觀政要を手寫し、式目の明文もて政府の失政を詰らるゝなど世の所謂宗教家と撰を異にす。今この篇、念佛追罰の奏狀、宣旨、御教書、院宣、下知狀等の五篇を收め、念佛破折の一方便としたまへるもの。

同六 災難退治鈔 正元二年三十九歲 御眞蹟 下總國中山法華經寺

建長八年より正元二年まで五ヶ年、災禍連に絶えず。仍て國土に天變地天飢饉疫癘兵亂等の起る根元を知り退治を加ふべき勘文として著さる。立正安國論の御草案とも見るべきもの。

同七 立正安國論廣本 文應元年三十九歲

御臨終の時、高足日朗上人に與へられしものといふ。武家に上書せられしは中山現存の本と同文なるは聖人の語によりて知らる。本書は少しく諸處に經文等を加添したまへり。

同 八 日本眞言宗事 文應元年三十九歲

眞言宗の所傳依經等に就ての御筆記也。實慧より仁海に至るまでは是東寺の長者を擧げ、上の空海等はその相承の師也。されば仁海は深覺の次に本書の如く次すべし、從來のは傳寫の誤也。

同 九 題目彌陀名號勝劣事 文永元年四十三歲

伊豆以後の書、念佛無間地獄鈔等と自ら異なる。聖人が強義折伏念佛者を戰慄せしめ、彼等が立義の漸次廢亡の様、眞言天台の學匠等が態度、其等に對する聖人の識見躍々として見るべし。本書もと月水鈔の後にあり、秦堂居士開して二章とす。尙考ふべきものか。

同 十 法華眞言勝劣事 文永元年四十三歲

初に東寺弘法の法華第三戲論の義を難じ、次に山門慈覺智證の理同事勝を難じ、又印眞言と二乗作佛久遠實成との勝劣を論じ、諸佛の成道は法華經の一念三千にあり華嚴眞言の元祖之を盜用し、却て超過の惟ひするを破す。

同 十一 當世念佛者無間地獄事 文永元年九月四十三歲

選擇集の謗法善導の臨終及び念佛者の先達の臨終思の如くならざるを出し、念佛者の會通を破し、念佛者の長者の惡瘡等の重病を事證し、更に彼が教義を破し、終に五義によりて念佛無間の義を結成す。

同 十二 六郎恒長御消息 文永元年四十三歲

念佛無間に就て、念佛者は執權謗實の故に墮地獄也。念佛の法體は方便無得道の故に墮地獄也との二義を明す。

同 十三 星名五郎太郎殿御返事 文永四年四十六歲

佛法に大小權實あり法華經を詮とす。當世には上下みな念佛と眞言を信じて正法を捨つとて、此兩宗特

に東寺の眞言を破し給ふ。

同 十四 善無畏三藏鈔 文永七年四十九歲

各宗の宗義料簡すべて佛意に隨はざる事、殊に眞言と念佛を破し給ひ、本尊に於ては、釋尊を崇め奉るべきこと、次に謗者の例に善無畏三藏の墮獄を擧げ、又強言を以て師道善房を教化したること、我が念佛の破折が日本の謗法を滅じたること等。

同 十五 眞言七重勝劣 文永七年四十九歲

本御書は表解なり、その最初の表を取りて題とせり。

同 十六 眞言天台勝劣事 文永七年四十九歲

弘法大師の法華三重劣に對し 大日經は法華より七八重の劣と立て、佛身、顯密、三密、說時、引證等に就て東密を破斥せり。

同 十七 早勝問答 文永八年五十歲

淨土宗・禪宗・天台宗・山門流眞言宗・東寺流眞言宗に對し、初心の問答の用意を示す。

同 十八 法華淨土問答鈔 文永九年五十一歲

淨土宗辨成と聖人問答の筆録也。但し辨成とは佐渡御書に印生房といへるもの、諱也と。

同 十九 眞言見聞 文永九年五十一歲

眞言亡國の義を説くに専ら謗法を以てす。權實・顯密・三密・一念三千・十住心・六波羅蜜經・心經秘鍵・大日如來等に就て對判し、終に世に二佛なく國に二主なしの經釋を以て結ぶ。

同 二十 祈禱鈔 文永九年五十一歲

祈の成不成を詮して諸宗の祈の成せず、但法華のみ成すべきを提示して、その所以を説く、其中特に祈禱佛教たる眞言宗の祈は却て亡國たる由を詳説せらる。

同 二十一 曾谷入道殿御書 文永十一年十一月五十三歲

國土の災難は佛法の邪見に由る、特に眞言の邪見也。念禪破折の如きはその序でに過ぎず。

同 二十二 立正觀鈔 文永十二年五十四歲

失意の天台學者、止觀が法華經に勝ると立て禪宗張の觀心を唱導す。聖人之を破す。

同二十三 同 送狀 文永十二年二月五十四歳
前書の送狀。此書檀那流の義を嘉す。

同二十四 太田殿拜御書 文永十二年五十四歳
御眞蹟下總中山法華經寺

山門東寺及漢土の眞言宗を併せ破して謗法亡國の宗とし、法華と大日、天台と眞言の勝劣は、予始て之を顯すと提舉せらる。

同二十五 三三藏祈雨事 建治元年五十四歳
御眞蹟 駿河富士大石寺

道理は文證、文證は現證に過ぎず。眞言の法は邪法一旦の現驗ありとも後必らず惡しとて、善無畏金剛智不空の三三藏、雨を祈りて暴風を出せしこと、弘法大師の誑惑を擧げらる。

同二十六 淨蓮房御書 建治元年六月五十四歳
善導が淨土宗建立の依據誤解なることを出して曇鸞・道綽・慧心・永觀・法然等の念佛勸信を破す。

同二十七 大學三郎殿御書 建治元年五十四歳
八宗の所立を批判し、華嚴眞言は天台大師の智を偷む、就中眞言は修羅根性劣謂勝の邪見最深し

經一佛を師とし本尊とすべけれど示し、女人成佛を以て結ぶ。

同三十一 聖密房御書 建治三年五十六歳
華嚴眞言の一念三千を偷めるを評し。諸宗が事實念佛に墮ち天台が眞言に落ちたるを擧げ、傳教の志を破れりと評し、佛意は法華一宗なりとて諸經諸宗の詮理を述べらる。

同三十二 實相寺御書 建治四年五十七歳
天台實相寺の住侶玄義を誤讀せるを傳聞し、之を破し給ふ書。一向尙理は達磨宗、一向尙事は淨土宗律宗、執實謗權は眞言宗華嚴宗、謗實許權は法相也と評され。法華宗は相待絶待の二妙を以て破開自在、實を以て權を破し權の執を絶してその法體を實に入る。これ釋迦多寶十方諸佛の常儀也と結し給ふ。日月の光明また一毫の逃影なし。

同三十三 慈覺大師事 弘安三年五十九歳
御眞蹟 下總中山法華經寺
叡山慈覺大師以來の謗法をば慈覺の現證を擧げ

とてその所以を説かる。

同二十八 太田殿女房御返事 建治元年五十四歳
諸大乘經の立つる即身成佛等は、二の上慢に墮す。二乗作佛なくば即身成佛は成立せず、華嚴眞言二經の文は文のみありて其義なし、弘法慈覺智證は實ありと惟ふ。東陽の忠尋のみ少し之を危む。實は法華經の外に即成なしとて菩提心論を破す。

同二十九 富木殿御書 建治元年五十四歳
阿鼻獄の業は五逆と謗法、謗法最も重し、今日本國八宗皆謗法也、就中最深きは、弘法慈覺智證の三大師也。我門家夜は眠を斷ち晝は暇を止めて之を案ぜよ。

同三十 善無畏鈔 建治元年五十四歳
御眞蹟 京都本國寺
善無畏三藏の墮獄の例を引て謗法の恐るべきを説き、各宗の立宗は對機なれば自ら讚め他を嫌ふは常の習と考ふ、法然なども此義也、是大僻見也。下剋上背上向下は世間佛法共に亡亂の因縁也。正しき一

て顯然たらしむ。
同三十四 妙一女御返事 弘安三年五十九歳
即身成佛は傳教の意には法華經に限り、弘法大師の心には眞言に限ると提示し、法華經の即身成佛を以て、眞言宗の邪見を破す。

同三十五 曾谷入道殿御書 弘安四年六十歳
法華經第二、其人命終入阿鼻獄は、予が意には弘法慈覺智證并に三階道綽善導、即ち眞言禪念佛の祖師也。就中弘法等の三大師なりと層々に然る所以を説き、聖人呵責謗法の大慈行に及び、日本國この三大師の謗法の故に既に天子と民と合戦して五人の大王或は蒼海に沈み或は烏々に放さる、今や蒙古の合戦興盛なり、此國の人々日蓮が教を用ひず、現在には修羅道に墮ち後生には阿鼻獄に入らん、可悲等。

已上

尙附雜篇及び參照補遺あれどもさまではとて、その解題を略

しぬ。但し附雜篇の一なる戒體即身成佛義は、聖人著書の初め二十一歳の御作と傳ふ。夙く法華經の教觀に熟し給へるを知る。同十三の御興振御書は、三井寺の戒壇奏請の時、叡山の衆徒自ら寺を燒き、御興振して傲訴せる時の、聖人の御態度を知るべく、參照の一、二、三は、熱原法難の重要な文。兵衛志御返事また池上書と併せ拜すべし。

録内對照目錄

宗學書の中に御書名を擧げず『内三十四』『内廿三』などいふが如く引證せるもの本文を引出さんとするには此の目錄に依るべし。

一	全	立正安國論	主	一
二	全	開日鈔上	主	二三
三	全	開日鈔下	主	五一
四	全	撰時鈔上	主	一〇七
五	全	撰時鈔下	主	一二九
六	全	報恩鈔上	主	一五三
七	全	報恩鈔下	主	一七六
八	全	觀心本尊鈔	主	八三
九	初	法華取要鈔	宗	二三一
同	六	本尊問答鈔	宗	三四八
一〇	全	守護國家論	對	一四一七
一一	初	法華題目鈔	宗	二八三
同	九	唱法華題目鈔	宗	二四三
一二	全	顯謗法鈔	對	一三七一
一三	初	一代大意鈔	教	一九三
同	二五	顯立正意鈔	事	四九六
同	二九	妙法尼鈔	事	五八五
一四	初	佐渡御勸氣鈔	事	三九七

同	一五	乙御前御消息	勸	一〇六六
同	二四	三世諸佛總勸文鈔	教	一三三三
同	五九	始開佛乘義	教	一三二〇
一五	全	法蓮鈔	勸	八二七
一六	初	兄弟鈔	勸	九一五
同	二〇	十法界明因果鈔	教	一二二四
同	四一	祈禱鈔	對	一五七九
同	五七	四條金吾許御文	勸	九一〇
同	六三	四信五品鈔	信	七一五
一七	初	法華行者值難事	事	四九三
同	四	追申	事	四九三
同	五	寺泊御書	事	四五五
同	一	眞言諸宗違目	事	四六九
同	二六	日蓮弟子檀那中	事	四六一
同	二七	轉重輕受法門	事	四五二
同	三〇	有智弘正法事	勸	八七五
同	三四	諸經與法華經難易事	教	一三五〇
同	三七	忘持經事	勸	八〇五
同	四〇	怨嫉大陣既破事	勸	八九五
同	四五	主君耳入此法門免與同罪事	勸	八六二
同	四七	爲法華經不可惜所領事	勸	八八一
同	五一	四條金吾殿御返事	勸	八九九
一八	初	身延山御書	事	四一一
同	二	單衣鈔	勸	九六六
同	一五	中興入道消息	事	六一五

同二四	月水御書	對一	六六七
一九	初三藏祈雨事	對一	六〇九
同九	祈禱鈔與	對一	五八九
同二〇	三澤鈔	對一	五七八
同二七	淨蓮房御書	對一	六一四
同三六	崇峻天皇御書	勸	七四八
同四四	梵音聲御書	勸	八五五
同五三	日妙御書	勸	一〇六一
同六一	千日尼御前御書	勸	七七四
二〇	千日尼御前御書	勸	一〇五四
同四	佐渡阿佛房御書	勸	七六七
同二六	南條兵衛七郎殿御書	宗	二七六
同二七	光日房御書	勸	一〇八八
二一	持法華問答鈔	宗	二六七
同二五	秋元御書	信	六四五
同三〇	妙一女御返事	對一	六四四
二二	法華初心成佛鈔	宗	三二七
同二八	南條兵衛七郎殿御書	事	六二二
同三〇	聖人御辭事	事	六一一
二三	阿彌陀堂法印祈雨事	事	四〇五
同九	當體義鈔	信	六九一
同二六	慈覺大師事	對一	六四二
同二九	如說修行鈔	信	六三一
同三八	本尊供養御書	勸	九八〇
同三九	種々御振舞御書	事	三九一

同五〇	災難退治鈔	對一	四七三
二四	秀句十勝事	對一	二七一
二五	全太田禪門許御書	宗	三〇二
二六	全教機時國鈔	宗	二六二
同九	一昨日御書	事	四四七
同二	下山御消息	事	五三九
二七	諫曉八幡鈔	宗	三六九
同二七	顯佛未來記	事	四七三
同三五	後五百歲合文	教	二四八
同三九	寶經法重事	教	一三三
二八	十如是事	信	六五八
同五	妙法曼荼羅供養事	信	六八二
同八	聖人知三世事	事	五二三
同二一	四條金吾釋迦佛供養事	勸	八七〇
同二〇	日眼女釋迦佛供養事	勸	九〇三
同二四	道場神守行者事	勸	八〇八
同二八	治病大小權實違目	宗	三四三
二九	賴基陳狀	事	五六五
同二二	良實狀御返事	事	四二八
同二二	宿屋入道許御狀	主	二一
同二四	立正安國論與書	事	五一
同二五	強仁狀御返事	對一	六二九
三〇	善無畏鈔	對一	六〇五
同二〇	太田殿許御書	宗	三六三
同二六	木門戒體鈔	宗	三六三

同二七	十章鈔	教	二六七
三一	法門可申事	勸	七三七
同二八	問註之時可存知事	信	七九三
同二四	木繪二像開眼事	信	六七三
同二二	阿佛房消息	勸	七七七
三二	常忍鈔	教	三一三
同四	不可親近訪法事	對一	一六二六
同八	大學三郎殿御書	對一	一六一九
同八	時光御返事	勸	九九一
同二一	妙法尼御前御書	勸	一〇九八
同二五	上野殿御返事	信	七三四
同二七	上野殿御返事	勸	一〇一二
三三	南條殿御返事	勸	九七五
同八	藥王品得意鈔	教	二五九
同八	清澄寺大衆中	勸	七九三
同二二	波木井殿御報	事	六二九
三四	太田殿女房御返事	勸	八二五
同四	御書	除	八二五
同四	爾前得道有無事	教	一三〇七
同二〇	當世念佛者無間地獄事	對一	一五一九
同二五	十法界事	教	一三三一
同三九	松野殿後家御前御返事	勸	一〇三五
同四五	王舍城事	勸	八六六
三五	法華眞言勝劣事	對一	一五五一
同二六	眞言天台勝劣事	對一	一五五三
同二六	一谷入道御書	事	四九九

同三六	南條殿御返事	勸	九七二
同三八	上野殿御返事	勸	九九八
同三九	上野殿御返事	勸	九六一
同四三	高橋入道御返事	事	五〇五
三六	一念三千理事	教	二一〇
同八	新池殿御消息	事	六〇四
同二五	念佛者追討宣旨	對一	四六〇
三七	眞言見聞	對一	一五七〇
同二七	曾谷殿御返事	教	一三二五
同二九	眞間釋迦佛供養事	勸	七九九
三七	行敏訴狀之會通	事	四四三
三八	立正觀鈔	對一	一五九五
同二五	立正觀鈔送狀	對一	一六〇二
同二九	新禱經送狀	勸	七六三
同二二	太田殿女房御返事	勸	八一八
同二五	乘明聖人御書	勸	八一八
同二六	太田殿女房御返事	對一	一六二二
同三二	爾前二乘菩薩不作佛事	對一	一六二二
同三七	四條金吾女房御返事	勸	一六二二
三九	戒體即身成佛義	附一	一六五五
同二二	兵衛志殿御返事	勸	九三二
同二八	觀心本尊得意鈔	教	三一
同三一	四條金吾御書	勸	八九〇
同三五	異體同心事	勸	八一三
同三七	四條金吾御書	勸	八八四

録内対照目録

四〇 初……四 恩 鈔……………事 四一九
 同 一 ……聖密房御書……………對 一六三五
 同 九 ……地引御書……………事 六二七
 以 上
 通計 一百四十八通
 内二通ハ遺文録ハ之ヲ删除セリ。
 良實狀ハ滅後弟子日頂師ノ著作又
 遷滅無常鈔ハ文語卑弱舊ク偽書ノ
 目アレベナリ。

録外対照索引

「外八九」等あるは
 此目録によりて檢
 出すべし

録外卷丁	本書頁數	録外卷丁	本書頁數
一 初	一九九	二 四六	四五〇
二 二	九〇一	三 初	四二五
二 五	九〇八	三 三	四二五
二 七	〇四三	三 七	四二五
二 〇	〇四五	三 一	一九七
二 一	五二九	三 二	一九七
二 二	〇四八	三 四	七〇一
二 三	九五六	三 五	一六八五
二 四	一二九	三 六	一九一
二 五	〇四七	三 七	一九一
二 六	〇四七	三 八	一九一
二 七	六九七	三 九	一九一
二 八	〇五二	三 〇	一九一
二 八	〇五二	三 一	一九一
二 九	六八〇	三 二	一九一
三 〇	九五七	三 三	一九一
三 一	九五七	三 四	一九一
三 二	〇七九	三 五	一九一
三 三	〇七九	三 六	一九一
三 四	〇七九	三 七	一九一
三 五	〇七九	三 八	一九一
三 六	〇七九	三 九	一九一
三 七	〇七九	四 〇	一九一
三 八	〇七九	四 一	一九一
三 九	〇七九	四 二	一九一
四 〇	〇七九	四 三	一九一
四 一	〇七九	四 四	一九一
四 二	〇七九	四 五	一九一
四 三	〇七九	四 六	一九一
四 四	〇七九	四 七	一九一
四 五	〇七九	四 八	一九一
四 六	〇七九	四 九	一九一
四 七	〇七九	五 〇	一九一
四 八	〇七九	五 一	一九一
四 九	〇七九	五 二	一九一
五 〇	〇七九	五 三	一九一
五 一	〇七九	五 四	一九一
五 二	〇七九	五 五	一九一
五 三	〇七九	五 六	一九一
五 四	〇七九	五 七	一九一
五 五	〇七九	五 八	一九一
五 六	〇七九	五 九	一九一
五 七	〇七九	六 〇	一九一
五 八	〇七九	六 一	一九一
五 九	〇七九	六 二	一九一
六 〇	〇七九	六 三	一九一
六 一	〇七九	六 四	一九一
六 二	〇七九	六 五	一九一
六 三	〇七九	六 六	一九一
六 四	〇七九	六 七	一九一
六 五	〇七九	六 八	一九一
六 六	〇七九	六 九	一九一
六 七	〇七九	七 〇	一九一
六 八	〇七九	七 一	一九一
六 九	〇七九	七 二	一九一
七 〇	〇七九	七 三	一九一
七 一	〇七九	七 四	一九一
七 二	〇七九	七 五	一九一
七 三	〇七九	七 六	一九一
七 四	〇七九	七 七	一九一
七 五	〇七九	七 八	一九一
七 六	〇七九	七 九	一九一
七 七	〇七九	八 〇	一九一
七 八	〇七九	八 一	一九一
七 九	〇七九	八 二	一九一
八 〇	〇七九	八 三	一九一
八 一	〇七九	八 四	一九一
八 二	〇七九	八 五	一九一
八 三	〇七九	八 六	一九一
八 四	〇七九	八 七	一九一
八 五	〇七九	八 八	一九一
八 六	〇七九	八 九	一九一
八 七	〇七九	九 〇	一九一
八 八	〇七九	九 一	一九一
八 九	〇七九	九 二	一九一
九 〇	〇七九	九 三	一九一
九 一	〇七九	九 四	一九一
九 二	〇七九	九 五	一九一
九 三	〇七九	九 六	一九一
九 四	〇七九	九 七	一九一
九 五	〇七九	九 八	一九一
九 六	〇七九	九 九	一九一
九 七	〇七九	一〇〇	一九一
九 八	〇七九	一〇一	一九一
九 九	〇七九	一〇二	一九一
一〇〇	〇七九	一〇三	一九一

録外対照目録

第七書 本尊問答抄(宗三四八)……………

●富木書 常忍日常、女房尼〔勸七九九〕

第一書 問註之時可存知事……………

第二書 富木殿御消息……………

第三書 眞間釋迦佛供養送狀……………

第四書 富木殿御返事……………

第五書 土木殿御返事(事四四九)……………

第六書 寺泊御書(事四五五)……………

第七書 富木入道殿御返事(事四五九)……………

第八書 富木殿御返事(事四六八)……………

第九書 觀心本尊鈔送狀(主一〇五)……………

第十書 富木殿御返事(事四七八)……………

第十一書 富木殿御書(對一六二六)……………

第十二書 御衣並單衣御書……………

第十三書 觀心本尊得意鈔(教一三一)……………

第十四書 富木尼御前……………

第十五書 忘持經事……………

第十六書 富木殿御返事……………

第十七書 道場神守護事……………

第十八書 四信五品鈔(信七一五)……………

第十九書 稟權出界鈔(教一三三)……………

第二十書 富木入道殿御返事(宗三四三)……………

第二十一書 始開佛乘義(教一三一六)……………

第二十二書 ……………

第二十三書 依法華經可延定業……………

第二十四書 四菩薩造立鈔(宗三五九)……………

第二十五書 富木殿女房尼御前御書……………

第二十六書 諸經與法華經難易事(教一三五〇)……………

第二十七書 富城入道殿御返事(事六二四)……………

●大田書 乘明〔勸八一三〕

第一書 金吾殿御返事(事四四〇)……………

第二書 轉重輕受法門(事四五二)……………

第三書 異體同心事……………

第四書 大田殿許御書(對一六〇五)……………

第五書 大田禪門殿許御書(宗三〇二)……………

第六書 大田殿女房御返事(對一六二二)……………

第七書 大田入道殿御返事……………

第八書 乘明聖人御返事……………

第九書 大田殿女房御返事……………

第十書 大田左衛門尉御返事……………

第十一書 大田殿女房御返事……………

第十二書 慈覺大師事(對一六四二)……………

第十三書 三大秘法稟承事(宗二二九九)……………

●曾谷書 教信日禮 道崇〔勸八二六〕

第一書 轉重輕受法門(事四五二)……………

第二書 曾谷入道殿御書(對一五九三)……………

第三書 曾谷入道殿許御書(宗三〇二)……………

第四書 曾谷入道殿御返事……………

第五書 法蓮抄……………

第六書 曾谷殿御返事(信七一二)……………

第七書 曾谷入道殿御返事(信七二五)……………

第八書 曾谷殿御返事(教一三二五)……………

第九書 曾谷入道殿御書(對一六五〇)……………

●四條書 賴基日賴 妻日眼〔勸七四八、八四五〕

第一書 四條金吾殿女房御返事……………

第二書 月滿御前御書……………

第三書 四條金吾殿御返事……………

第四書 四條金吾殿御消息(事四五〇)……………

第五書 四條金吾殿女房御返事……………

第六書 四條金吾殿御返事……………

第七書 四條金吾殿御返事……………

第八書 經王御前御書……………

第九書 經王御前御返事……………

第十書 呵責謗法滅罪鈔(事四八四)……………

第十一書 主君耳入此法門免與同罪事……………

第十二書 四條金吾殿女房御返事……………

第十三書 四條金吾殿御返事(信七〇七)……………

第十四書 王舍城事……………

第十五書 四條金吾殿御返事……………

第十六書 四條金吾殿御返事(信七一)……………

第十七書 四條金吾釋迦佛供養事……………

第十八書 四條金吾殿御返事……………

第十九書 四條金吾殿御返事……………

第二十書 四條金吾殿御返事……………

第二十一書 四條金吾殿御返事……………

第二十二書 四條金吾殿御返事(信七二四)……………

第二十三書 崇峻天皇御書……………

第二十四書 四條金吾御書……………

第二十五書 四條金吾殿御返事(或云檀越某御返事)……………

第二十六書 中務左衛門尉殿御返事……………

第二十七書 四條金吾殿御返事……………

第二十八書 四條金吾殿御返事……………

第二十九書 四條金吾殿御返事……………

第三十書 日眼女釋迦佛供養事……………

第三十一書 四條金吾殿御返事……………

第三十二書 四條金吾殿御返事(或云上野殿御返事)……………

第三十三書 四條金吾殿御返事……………

第三十四書 四條金吾許御文……………

第三十五書 四條金吾殿御返事……………

●池上書 宗長、宗仲、及妻女〔勸九一五〕

第一書 大黑天神供養相承事(附一六九二)……………

第二書 兄弟鈔……………

第三書 兵衛志殿御返事……………

第四書 兵衛志殿女房御書……………

第五書 兵衛志殿御書……………

第六書 兵衛志殿御返事……………

第七書	兵衛志殿女房御返事
第八書	兵衛志殿御返事
第九書	兵衛志殿御返事
第十書	孝子御書(兵衛志)
第十一書	兩人御中鈔(勸七五七)
第十二書	右衛門大夫殿御返事
第十三書	大夫志殿御返事
第十四書	兵衛志殿御返事
第十五書	大夫志殿御返事

●彌源太書 [勸九四四]

第一書	彌源太狀(事四三二)
第二書	彌源太殿御返事
第三書	彌源太入道殿御返事
第四書	彌源太入道殿御消息

●秋元書 [勸九五二]

第一書	秋元殿御返事
第二書	秋元御書(信六四五)

●波木井書 實長日圓

第一書	六郎恒長御消息(對一五二七)
第二書	波木井三郎殿御返事(事四七九)
第三書	地引御書(事六二七)
第四書	波木井殿御報(事六二九)

第五書	波木井殿御書(事三八五)
-----	--------------

●上野書 兵衛七郎 尼 [勸九五七]

第一書	南條兵衛七郎殿御書(宗二七六)
第二書	上野殿後家尼御前御返事
第三書	上野殿御返事
第四書	上野殿御返事
第五書	上野殿御返事
第六書	上野殿御返事
第七書	上野殿御書
第八書	單衣鈔
第九書	上野殿母尼御前御返事
第十書	上野殿御消息
第十一書	南條殿御返事
第十二書	南條殿御返事
第十三書	南條殿御返事
第十四書	九郎太郎殿御返事
第十五書	本尊供養御書
第十六書	上野殿御返事
第十七書	南條殿御返事
第十八書	庵室修復書
第十九書	大白牛車書
第二十書	上野殿御返事
第二十一書	上野殿御返事(信七二八)
第二十二書	南條殿女房御返事

第二十三書	時光御返事
第二十四書	上野殿御返事
第二十五書	上野殿御返事
第二十六書	九郎太郎殿御返事
第二十七書	上野殿御返事
第二十八書	上野殿御返事(事六〇〇)
第二十九書	上野殿御返事
第三十書	上野殿御返事
第三十一書	上野殿御返事(信七三四)
第三十二書	上野殿御返事
第三十三書	上野殿御返事
第三十四書	上野殿御返事
第三十五書	上野殿後家尼御前御書
第三十六書	上野殿母御前御返事
第三十七書	上野殿御返事
第三十八書	上野尼御前御返事
第三十九書	上野殿御返事
第四十書	南條兵衛七郎殿御返事(事六二二)
第四十一書	上野殿御返事
第四十二書	上野尼御前御返事
第四十三書	上野殿母尼御前御返事
第四十四書	春初御消息
第四十五書	法華證明鈔

●松野書 六郎左衛門 妻女 [勸一〇二五]

第一書	松野殿御消息
第二書	松野殿御返事(信六三七)
第三書	松野殿御返事
第四書	松野殿御返事
第五書	松野殿御返事
第六書	松野殿御返事
第七書	種々物御消息
第八書	松野殿後家尼御前御返事
第九書	松野殿女房御返事
第十書	淨藏淨眼御消息
第十一書	松野殿女房御返事

●大學書 三郎 妻女

第一書	月水御書(信六六七)
第二書	大學三郎殿御書(對一六一九)

●西山書 [勸一〇四三]

第一書	三三藏祈雨抄(對一六〇九)
第二書	蒙古使御書
第三書	西山殿御返事
第四書	法華經二十重勝諸教義
第五書	寶經法重事(教一三二三)
第六書	西山殿御返事

●高橋書 [勸一〇四七]

第一書	高橋殿御返事	〔事五〇五〕
第二書	高橋入道殿御返事	〔事五〇五〕
●國府書 入道、妻女〔勸一〇五二〕		
第一書	紺入道御返事	〔勸一〇五二〕
第二書	この尼御前御返事	〔勸一〇五二〕
●日妙書〔勸一〇六〇〕		
第一書	日妙聖人御書	〔勸一〇六〇〕
第二書	乙御前御消息	〔勸一〇六〇〕
●棧敷尼書〔勸一〇七七〕		
第一書	棧敷女房御返事	〔勸一〇七七〕
第二書	棧敷女房御返事	〔勸一〇七七〕
●妙一尼書〔勸一〇七九〕		
第一書	妙一尼御前御消息	〔勸一〇七九〕
第二書	妙一尼御前御返事	〔信七三六〕
第三書	妙一尼御返事	〔對一六四四〕
第四書	妙一尼御返事	〔教一四四四〕
●妙心尼書〔勸一〇八二〕		
第一書	妙心尼御前御返事	〔勸一〇八二〕
第二書	妙心尼御前御返事	〔勸一〇八二〕
第三書	妙心尼御前御返事	〔勸一〇八二〕

第四書	妙心尼御前御返事	〔勸一〇八二〕
●光日尼書〔勸一〇八八〕		
第一書	種々御振舞鈔	〔事三九一〕
第二書	光日房御書	〔勸一〇八八〕
第三書	光日上人御返事	〔勸一〇八八〕
●妙法尼書〔勸一〇九八〕		
第一書	妙法尼御前御返事	〔信七三一〕
第二書	妙法尼御前御返事	〔信七三一〕
第三書	妙法比丘尼御返事	〔事五八五〕
第四書	妙法尼御前御返事	〔勸一〇九八〕
●窪尼書 持妙尼〔勸一一〇三〕		
第一書	窪尼御前御返事	〔事五八五〕
第二書	窪尼御前御返事	〔事五八五〕
第三書	窪尼御前御返事	〔事五八五〕
第四書	窪尼御前御返事	〔事五八五〕
第五書	窪尼御前御返事	〔事五八五〕
第六書	窪尼御前御返事	〔事五八五〕
●日女書 或云池上 宗長 妻一〇八		
第一書	日女御前御返事	〔信七二一〕
第二書	日女御前御返事	〔信七二一〕

五十音發音假名索引

并「異名」「略稱」索引

あ	
〔御書篇名〕	本書頁數
安國論	〔一〕
安國論御勸由來	〔四三五〕
安國論由來	〔四三五〕
安國論奥書	〔四三五〕
安國論後記	〔二一〕
秋元殿御返事(五節供相承抄)	〔九五一〕
秋元御書(筒御器抄)	〔六四五〕
阿佛房御書	〔六八〇〕
阿佛房御返事	〔七六六〕
阿佛房書(又千日尼御返事)	〔七七七〕
阿佛房尼御前御返事	〔七〇八〕
開破日鈔	〔八四九〕
庵室修復書	〔九八七〕
安房新尼御前御返事	〔一〇九二〕

い

あ い り り

一生成佛鈔	〔六五五〕
一代聖教大意	〔一九三〕
一代大意	〔一九三〕
一念三千理事	〔二九三〕
一念三千法門	〔二九三〕
一代五時圖	〔三三六〕
伊豆御勸氣鈔(四恩抄)	〔四一九〕
慰勞書(南條書)	〔七六六〕
印東金吾女房鈔(四條書)	〔八四五〕
一昨日御書	〔四四七〕
一昨鈔	〔四四七〕
以一察萬鈔(法華取要鈔)	〔三三〕
異體同心事	〔八一三〕
一谷入道御書	〔四九九〕
爲法華經不可惜所領事	〔八八一〕
一生成佛信心鈔	〔六五五〕
一念三千事	〔二九三〕
一念三千理	〔二九三〕
一念三千鈔	〔二九三〕
い	
上野殿母尼御前御返事	〔九六八〕
上野殿後家尼御前御返事	〔九五七〕
上野殿後家尼御前御返事(弔書)	〔一〇〇〕

上野殿母前御返事(中陰書).....[1005]
 上野尼御前御返事.....[1004]
 上野尼御前御返事.....[1007]
 上野殿母尼御前御返事.....[1006]
 上野殿御書.....[1003]
 上野死活鈔.....[1002]
 上野殿御返事(鷺目一掃書).....[996]
 上野殿御返事.....[995]
 上野殿御返事.....[994]
 上野殿御返事.....[993]
 上野殿御返事(單衣鈔).....[992]
 上野殿御消息(本門取要鈔).....[991]
 上野殿御返事.....[990]
 上野殿御返事(鷺目書).....[989]
 上野殿御返事(法要書).....[988]
 上野殿御返事(鹽一駄書).....[987]
 上野殿御返事(柑子書).....[986]
 上野殿御返事.....[985]
 上野殿御返事.....[984]
 上野殿御返事(鷺目鹽駄書).....[983]
 上野殿御返事.....[982]
 上野殿御返事.....[981]
 上野殿御返事.....[980]
 上野殿御返事.....[1001]

え系

上野殿御返事.....[1003]
 上野殿御返事(子財書、四條書).....[998]
 上野殿御返事(鷺目書).....[1012]
 上野殿御返事.....[1011]
 上野殿御返事.....[1010]
 上野殿御返事.....[1009]
 上野弔書.....[1008]
 上野龍門鈔.....[1007]
 上野白米鈔.....[1006]
 上野書.....[1005]
 有智弘正法鈔.....[1004]
 孟蘭盆御書.....[1003]
 右衛門太夫殿御返事.....[1002]
 内房女房御返事.....[1001]
 日向功德鈔.....[1000]
 衣座室御書.....[999]
 遠藤左衛門尉御書.....[998]
 營宮書.....[997]
 依法華經可延定業.....[996]
 鹽駄書(上野書).....[995]
 右衛門太夫殿御返事.....[994]
[993]
[992]
[991]
[990]
[989]
[988]
[987]
[986]
[985]
[984]
[983]
[982]
[981]
[980]
[1001]

おき

太田殿許御書.....[1005]
 太田禪門許御書.....[1004]
 太田鈔.....[1003]
 太田入道殿御返事.....[1002]
 太田消息鈔.....[1001]
 太田左衛門尉御返事.....[1000]
 太田入道殿御返事(慈覺大師事).....[999]
 太田殿女房御返事(即身成佛鈔).....[998]
 太田殿女房御返事.....[997]
 太田殿女房御返事.....[996]
 王舎城事(四條鈔).....[995]
 乙御前御消息.....[994]
 乙女書.....[993]
 御衣並單衣御書(富木鈔).....[992]
 大橋書(南條鈔).....[991]
 大橋太郎御書(南條書).....[990]
 大井莊司入道御書.....[989]
 怨嫉大陣既破事(四條鈔).....[988]
 王日殿御返事.....[987]
 大開御消息.....[986]
 怨敵退治鈔(四條書).....[985]
[984]
[983]
[982]
[981]
[980]

かがくわぐわ

おき かがくわぐわ

戒體即身成佛義.....[1005]
 戒體義.....[1004]
 戒法門.....[1003]
 月水御書.....[1002]
 佳節書(秋元鈔).....[1001]
 開目鈔.....[1000]
 觀心鈔.....[999]
 觀心本尊鈔.....[998]
 觀心本尊鈔副狀.....[997]
 觀心本尊鈔送狀.....[996]
 觀心本尊得意鈔.....[995]
 阿責訪法滅罪鈔.....[994]
 阿訪滅罪書.....[993]
 灌頂口傳.....[992]
 灌頂鈔.....[991]
 鷺目一掃書(上野鈔).....[990]
 鷺目書(上野鈔).....[989]
 鷺目鹽駄書(上野鈔).....[988]
 加嶋書(高橋鈔).....[987]
 諫曉書(兵衛志書).....[986]
 諫曉八幡鈔.....[985]
 必假心因神守則強御書(四條鈔).....[984]
 可延定業書(富木尼書).....[983]
[982]
[981]
[980]

あ

- 堯舜禹王鈔……………〔一六〇〕
- 教機時國鈔……………〔一六一〕
- 行者佛天守護鈔……………〔一五三〕
- 金吾殿御返事(大師講書)……………〔四〇〇〕
- 金吾鈔(太田禪門鈔)……………〔三〇三〕
- 行敏御返事……………〔四〇二〕
- 行敏訴狀御會通……………〔四〇三〕
- 樂法梵志御書(日妙鈔)……………〔一〇六一〕
- 祈禱鈔……………〔一五七九〕
- 祈禱經送狀……………〔七六三〕
- 經王御前御書(四條鈔)……………〔八六〇〕
- 經王御前御書(四條鈔或云上野鈔)……………〔九〇八〕
- 經王殿御返事(四條鈔)……………〔八六一〕
- 經王兒鈔(四條書)……………〔八六〇〕
- 經王書(四條書)……………〔八六〇〕
- 教行證御書……………〔三八〕
- 兄弟鈔……………〔九一五〕
- 兄弟消息……………〔九一五〕
- 行秘法消息(神國王鈔)……………〔五一九〕
- 器用書(秋元御書)……………〔六四五〕
- 刑部左衛門尉女房御返事……………〔一一三〕
- 奥清澄知友書(佐渡御勘氣鈔)……………〔七九二〕
- 清澄寺大衆中……………〔七九三〕

- 義淨房御書(心已佛界鈔)……………〔六八九〕
- 祈禱鈔奥(女人往生鈔)……………〔三九九〕
- 祈禱鈔後記(同前)……………〔三九九〕
- 教機鈔……………〔二六二〕
- 恐懼訪法書……………〔六二六〕

く

- 與工藤吉隆書……………〔四一九〕
- 公家武家法門可申事……………〔七三七〕
- 供養鈔(真間釋迦佛供養)……………〔七九九〕
- 供物書……………〔七五九〕
- 功德法門……………〔二三八〕
- 九郎太郎殿御返事……………〔九七九〕
- 九郎太郎殿御返事……………〔九九五〕
- 窪尼御前御返事(三物書)……………〔五八四〕
- 窪尼御前御返事……………〔一一三〕
- 窪尼御前御返事……………〔一一三〕
- 窪尼御前御返事(十字御消息)……………〔一一五〕
- 窪尼御前御返事……………〔一一五〕
- 窪尼御前御返事……………〔一一六〕
- 工藤左衛門御書……………〔四一九〕
- 公藤殿御書……………〔四一九〕

け

- 顯訪法鈔……………〔三七一〕
- 結要付屬鈔……………〔三三三〕
- 與建長寺道隆書……………〔四三四〕
- 下方佗方舊住菩薩事……………〔二九五〕
- 顯佛未來記……………〔四七三〕
- 顯立正意鈔……………〔四九六〕
- 華果成就御書……………〔七九六〕
- 劍形鈔(四條書)……………〔九〇六〕
- 鶴冠書……………〔六三三〕

こ

- 根本戒法門……………〔一六一〕
- 五波羅密鈔(諸願成就鈔)……………〔一六七〕
- 今此三界合文……………〔二四三〕
- 後五百歲合文……………〔二四八〕
- 五段鈔(教機時國鈔)……………〔二六二〕
- 言上鈔……………〔四三九〕
- 與極樂寺良觀書……………〔四三四〕
- 御所鈔……………〔一六三〕
- 五節供事(秋元書)……………〔九五二〕
- 五人土籠御書……………〔七五六〕
- 五人御中書……………〔七五六〕

か

- 己心佛界鈔(義淨房書)……………〔六八九〕
- 構索鈔(太田禪門書)……………〔三〇三〕
- 紺入道殿御返事……………〔一〇五〕
- 強仁狀御返事……………〔五一〕
- 光日房御書……………〔一〇八八〕
- 光日上人御返事……………〔一〇九五〕
- 金珠女書(乘明書)……………〔八八八〕
- 告誠書(四條書)……………〔八八四〕
- 柑子書(上野書)……………〔九九四〕
- 孝子御書(池上書)……………〔九三八〕
- 五義鈔(教機時國鈔)……………〔二六二〕
- 興起書(上野書)……………〔九七九〕
- 牛角御書(大白牛事書)……………〔九八八〕

- 三德鈔……………〔一四七〕
- 三八教……………〔一五八〕
- 三種教相……………〔一六三〕
- 三光鈔(藥王品得意鈔)……………〔三五九〕
- 災難對治鈔……………〔四七三〕
- 與三子書……………〔七七八〕
- 與三子書……………〔四三三〕
- 佐渡御勘氣鈔……………〔七九二〕
- 佐渡書……………〔七九三〕

佐渡御書……………〔四六一〕
 最蓮房御返事……………〔七五九〕
 最蓮房御返事(立正觀狀送狀)……………〔一六〇三〕
 三種菩薩鈔……………〔二九五〕
 棧敷女房御返事……………〔一〇七七〕
 棧敷書……………〔一〇七七〕
 棧敷女房御返事……………〔一〇七八〕
 三三藏祈雨事……………〔一六〇九〕
 三物書(雀尼書)……………〔五八四〕
 三大秘法稟承事……………〔三三九〕
 三大秘法鈔……………〔三三九〕
 三世諸佛總勘文教相廢立……………〔三三三〕
 三世諸佛總勘文鈔……………〔三三三〕
 災難退治御勘文……………〔四七三〕
 左衛門殿御返事……………〔八九三〕

しじち

釋尊三德鈔……………〔二四七〕
 侍從殿御消息……………〔一六八〕
 十二因緣御書……………〔一五三〕
 十如是事……………〔六五八〕
 守護國家論……………〔四一七〕
 十法界事……………〔一三三〕
 十法界鈔……………〔一三三〕
 心固神守書……………〔九〇一〕
 除病延命鈔……………〔一〇三三〕
 十法界明因果鈔……………〔三三四〕
 十界因果……………〔三三四〕
 唱法華題目鈔……………〔二四三〕
 唱題鈔……………〔二四三〕
 惟地四郎殿御書……………〔九四九〕
 四恩鈔(吉隆書)……………〔四一九〕
 四恩御鈔(上野書)……………〔九六九〕
 上行菩薩結要付屬口傳……………〔二五三〕
 持妙法華問答鈔……………〔二六七〕
 持法華問答鈔……………〔二六七〕
 淨圓鈔……………〔一五九〕
 聖愚問答鈔……………〔一九九〕
 與壽福寺書……………〔四三六〕
 與淨光明寺書……………〔四三七〕
 師恩報酬鈔……………〔一五三〕
 眞言七重勝劣……………〔一五四〕

七重勝劣事……………〔一五四〕
 眞言天台勝劣事……………〔一五三〕
 眞言諸宗違目……………〔四六九〕
 眞言見聞……………〔五七〇〕
 眞言所破事(瑞相御書)……………〔五九五〕
 眞言亡國事(承久調伏事)……………〔五七九〕
 壽景品得意鈔……………〔三六五〕
 四條金吾殿房御書……………〔八四五〕
 四條金吾殿女房御返事……………〔八六四〕
 十章鈔……………〔三六七〕
 四條金吾殿御書……………〔八四七〕
 四條金吾殿御消息……………〔四四七〕
 四條金吾殿御返事(煩惱即菩提書)……………〔八五三〕
 四條金吾殿御返事(梵音聲書)……………〔八五五〕
 報四條氏書(經王殿御返事)……………〔八六一〕
 四條金吾殿御返事(此經難持書)……………〔七〇七〕
 四條金吾殿御返事……………〔八六九〕
 四條金吾殿御返事(金吾釋迦佛供養書)……………〔八七〇〕
 四條金吾殿御返事……………〔八七〇〕
 四條金吾殿御返事(經王御前御書)……………〔八六〇〕
 四條金吾殿御返事(八風鈔)……………〔八七八〕
 四條金吾殿御返事(不可惜所領書)……………〔八八一〕
 四條金吾殿御返事(告誠書)……………〔八八四〕
 四條金吾殿御返事……………〔七三四〕
 四條金吾御書……………〔八九〇〕

四條金吾殿御返事(大陳既破鈔)……………〔八九五〕
 四條金吾殿御返事(或云檀越某御返事)……………〔八九二〕
 四條金吾殿御返事(所領書)……………〔八九九〕
 四條金吾殿御返事……………〔九〇一〕
 四條金吾殿御返事(劍形鈔)……………〔九〇六〕
 四條金吾殿御返事(子財者)……………〔九〇八〕
 四條金吾殿御返事……………〔九〇八〕
 四條金吾許御文……………〔九一〇〕
 四條金吾殿御返事(八日講書)……………〔九一四〕
 重輕鈔……………〔七四七〕
 此經難持十三箇秘訣……………〔一六四〕
 地牢書……………〔七四七〕
 秀句十勝……………〔二七一〕
 十勝鈔……………〔二七一〕
 生死一大事血脈鈔……………〔六七七〕
 生死一大事……………〔六七七〕
 取要撰時鈔(構索鈔)……………〔三〇三〕
 受職法門……………〔一三八〕
 授職灌頂口傳鈔……………〔七〇三〕
 授職灌頂鈔……………〔七〇三〕
 諸法實相鈔……………〔六八四〕
 小乘大乘分別鈔……………〔三九七〕
 治病大小權實違目……………〔三三四〕
 取要鈔……………〔三三三〕
 主君耳入此法門免與同罪事……………〔八六三〕

主君耳入鈔(四條書)……………〔八六二〕
 主君鈔(四條書)……………〔八六二〕
 自界坂逆鈔(曾谷書)……………〔九五三〕
 此經難持鈔(四條書)……………〔七〇七〕
 淨蓮房御書……………〔六四四〕
 聖人知三世事……………〔五三三〕
 聖人御難事……………〔六一〕
 神國王御書……………〔五九九〕
 種々御振舞鈔……………〔三九一〕
 成佛用心鈔……………〔七三二〕
 十四誹謗鈔(松野書)……………〔六三七〕
 十月七日御書……………〔八八五〕
 四信五品鈔……………〔七一五〕
 乘明聖人御返事……………〔八八八〕
 下山御消息(下山鈔)……………〔五三九〕
 常忍鈔……………〔三三三〕
 聖密房御書……………〔六三五〕
 初心成佛鈔……………〔三七〕
 實相寺御書……………〔六四〇〕
 始開佛乘義……………〔三三〇〕
 種類相對鈔……………〔三三〇〕
 諸人御返事……………〔五三三〕
 種々物御消息(松野書)……………〔一〇三二〕
 種々書(松野書)……………〔一〇三二〕
 鹽一駄書(上野書)……………〔九九三〕

十字御書……………〔一六九六〕
 十字御消息……………〔一〇五〕
 所領給由事(四條書)……………〔八九九〕
 定業延命鈔(富木書)……………〔八一〇〕
 杖木書(南條書)……………〔六〇〇〕
 治部房御返事(南條書)……………〔六〇〇〕
 治部房御返事……………〔七八七〕
 四菩薩造立鈔……………〔三五九〕
 寂日坊御書……………〔六〇九〕
 持妙尼御前御返事(妙心書)……………〔一〇八四〕
 持妙尼御書(窪尼書)……………〔一〇三〕
 諸佛總勘文……………〔三三三〕
 出家功德御書……………〔六九六〕
 慈覺大師事……………〔一六四二〕
 諸經與法華經難易事……………〔一三五〇〕
 淨藏淨眼御消息……………〔一〇四〇〕
 子財書(四條書)……………〔九〇八〕
 十八圓滿鈔……………〔三五三〕
 小八幡鈔(四條書)……………〔九一〇〕
 小蒙古御書……………〔六一二〕
 承久御書(富木書)……………〔六三四〕
 常日尼鈔(富木書)……………〔八一〇〕
 持妙尼御書(新尼書)……………〔一〇三二〕
 地引御書……………〔六三七〕
 所勞書……………〔一〇一〇〕

死活鈔……………〔一〇三三〕
 主師親御書……………〔一四七〕
 攘災之事……………〔一四七〕
 新尼御前御返事……………〔一〇七〕
 新池鈔……………〔六〇四〕
 淨土宗對論事……………〔一四〇〕
 十二因緣鈔(一念三千理事)……………〔一一〇〕
 十如鈔……………〔六五八〕
 唱法華鈔……………〔二四三〕
 眞言宗御書……………〔二五〇〕
 身輕法重死身弘法御書(椎池書)……………〔九四九〕

すずづ

周利槃特鈔(轉重輕受)……………〔四五一〕
 隨身不離鈔(如說修行鈔)……………〔六三〕
 瑞相御書……………〔五二五〕
 崇峻天皇御書……………〔七四八〕
 必假心固神守則強御書……………〔九〇一〕
 垂迹法門御書……………〔六八九〕
 垂迹鈔……………〔九〇一〕
 與逗子尼書……………〔六三九〕

せせ

すずづ せせ そそ

禪宗問答鈔……………〔五〇五〕
 善神擁護鈔……………〔六九一〕
 善無畏三藏鈔……………〔五三四〕
 善無畏鈔……………〔六二九〕
 與清澄知友書……………〔七九二〕
 清澄寺大衆中……………〔七九三〕
 善師惡師事……………〔七五九〕
 撰法華經送狀……………〔七六三〕
 撰時鈔……………〔一〇三〕
 千日尼御前御書(國府尼鈔)……………〔一〇五〕
 千日尼御前御返事……………〔七六七〕
 千日尼御前御返事……………〔七四〕
 千日尼御返事(阿佛房佛書)……………〔七七四〕
 善導鈔……………〔一六四〕
 千日單衣書(國府尼鈔)……………〔一〇五〕
 青鬼書(千日尼鈔)……………〔七四〕
 千日尼鈔……………〔七〇八〕
 千日鈔……………〔七六〕

そそ

總在一念鈔……………〔六六一〕
 僧行敏訴狀答釋……………〔四四三〕
 贖命重寶鈔(寺泊書)……………〔四五五〕
 草木成佛口決(最蓮房書)……………〔三九三〕

曾谷入道殿御書……………〔一五九三〕
 曾谷入道殿許御書(大田禪門鈔)……………〔三〇三〕
 曾谷入道殿御返事……………〔八二六〕
 曾谷鈔……………〔八二六〕
 曾谷殿御返事(成佛用心鈔)……………〔七二二〕
 曾谷入道殿御返事(如是我聞鈔)……………〔七二二〕
 曾谷殿御返事……………〔一三五〕
 曾谷入道殿御報……………〔一六五〇〕
 造替書(上野書)……………〔九六三〕
 即身成佛鈔……………〔一六三〕
 即身成佛事……………〔一六四四〕
 蹲鴟御消息……………〔九八九〕
 送供書(松野女房書)……………〔一〇三九〕
 即身成佛鈔(十如是事)……………〔六五八〕

た た

報大學三郎妻書……………〔六六七〕
 大覺鈔(月水鈔)……………〔六六七〕
 大學三郎殿御書……………〔一六一〕
 大學鈔……………〔一六一〕
 題目彌陀名號勝劣事……………〔一五〇四〕
 大黑天神供養相承事……………〔一六九三〕
 與大佛殿別當書……………〔四三五〕
 與多寶寺書……………〔四三八〕

大豆御書……………〔一六九三〕
 大師講書……………〔四四〇〕
 大開御消息(四條鈔)……………〔八四九〕
 大小乘分別鈔……………〔二九七〕
 大小戒事(本門戒體鈔)……………〔三六三〕
 大法東漸書(四條書)……………〔八八四〕
 大長星鈔(法蓮鈔)……………〔八二七〕
 高橋殿御返事……………〔一〇四七〕
 高橋入道殿御返事……………〔五〇五〕
 單衣鈔……………〔九六六〕
 大白牛車書……………〔一三〇〕
 大白牛車御消息……………〔九八八〕
 太夫志殿御返事……………〔九四〇〕
 太夫志殿御返事……………〔九四三〕
 大海八不思議事……………〔一六九一〕
 與檀越某書……………〔八四五〕
 與檀越某書……………〔八九二〕
 與檀越某書……………〔八六一〕
 龍口御難鈔(種々御振舞鈔)……………〔三九一〕

ち ぢハシノ部ニアリ

與長樂寺書……………〔四三八〕
 知三世鈔……………〔五二三〕
 弔書(上野書)……………〔一〇四〕

忠孝書(刑部女房書)……………〔一一二〕
 中陰書(上野書)……………〔一〇五〕
 智妙房御返事……………〔七九〇〕

つ

月滿御前御書(四條書)……………〔八四六〕
 土籠御書……………〔七四七〕
 土籠書……………〔七四七〕
 筒御器鈔(秋元御書)……………〔六四五〕
 土運書(地引御書)……………〔六三七〕
 追討五篇……………〔一四六〇〕
 土籠書……………〔七五六〕

て て

弟子檀那中御書……………〔四三九〕
 轉重輕受法門……………〔四三三〕
 轉重輕受鈔……………〔四三三〕
 轉重輕受御書……………〔八二四〕
 寺泊御書(富木書)……………〔四四五〕
 天變地天瑞相大小御書……………〔五二五〕

と と

同一鹹味御書……………〔六九一〕

當世念佛者無間地獄事……………〔一五二九〕
 富木殿御消息……………〔七九九〕
 富木殿御返事……………〔八〇〇〕
 土木殿御返事……………〔四四九〕
 富木入道殿御返事……………〔四九九〕
 富木殿御返事……………〔四六八〕
 富木殿御返事……………〔四七八〕
 富木殿御書(不可親近誘法)……………〔八〇〇〕
 富木殿御返事……………〔一六三六〕
 富木殿御返事……………〔八〇六〕
 富木入道殿御返事(常忍鈔)……………〔三三三〕
 富城入道殿御返事(承久御書)……………〔六三四〕
 富木入道殿御返事(治病鈔)……………〔三四三〕
 富木尼御前……………〔八〇三〕
 富木殿女房尼御前御返事……………〔八一三〕
 得受職人功德法門鈔……………〔一三八〕
 同生同名御書……………〔八四九〕
 當體義鈔……………〔六九一〕
 當體義鈔送狀……………〔七〇一〕
 道妙禪門御書……………〔一六九五〕
 道場神守護事……………〔八〇八〕
 道場神守行者事……………〔八〇八〕
 同地獄鈔(四條書)……………〔七四八〕
 時光御返事……………〔九八一〕
 土運書(地引御書)……………〔六二七〕

弔書(上野書).....〔1005〕

な

南條御所勞鈔.....〔三七六〕
 南條兵衛七郎殿御書.....〔三七六〕
 南條殿御返事(初春書).....〔九七二〕
 南條殿御返事.....〔九七三〕
 南條殿御返事(大橋書).....〔九七五〕
 南條殿御返事.....〔九七八〕
 南條七郎殿御返事.....〔九八八〕
 南條兵衛七郎殿御返事(鶏冠書).....〔六三三〕
 南條殿女房御返事(八木書).....〔九九〇〕
 南部書.....〔三九五〕
 與南部某書.....〔三五七〕
 内證御書(佛法血脈).....〔二九四〕
 内證相承御書.....〔二九四〕
 中務書(四條書).....〔八九〇〕
 中務左衛門尉殿御返事(二病書).....〔八九四〕
 中興入道消息.....〔六一五〕
 難信難解書(富木書).....〔三三〇〕

に

女問鈔.....〔六七七〕

女人往生鈔.....〔三九九〕
 女人成佛鈔.....〔一〇五七〕
 爾前二乘菩薩不作佛事.....〔三三二〕
 爾前得道有無事.....〔三〇七〕
 爾前得道有無御書.....〔三〇七〕
 日本眞言宗事.....〔一〇一〕
 日朗上人土籠御書(舊版録外).....〔七五六〕
 日朗上人土籠書(身延寫本).....〔七四七〕
 日朗地牢書.....〔七四七〕
 日朗御讓狀.....〔七五七〕
 日蓮弟子檀那中御書(佐渡御書).....〔六九八〕
 日妙聖人御書.....〔四六一〕
 如來滅後五百歲始觀心本尊鈔.....〔一〇六一〕
 如說修行鈔.....〔八三〕
 二管書(上野書).....〔六三一〕
 新尼御前御返事.....〔九六一〕
 新池殿御消息.....〔一〇二〕
 日昭上人鈔.....〔一〇四〕
 西山殿御返事.....〔七五四〕
 西山殿御返事.....〔一〇四〕
 西山殿御返事.....〔一〇四〕
 西山鈔.....〔一〇四〕
 西山殿御消息.....〔一〇三〕
 西山鈔(松野書).....〔一〇三〕
 日女御前御返事.....〔三一一〕
 日女御前御返事(品々供養書).....〔一〇八〕

如是我聞鈔(曾谷書).....〔七三五〕
 二十層.....〔三二六〕
 二十重鈔.....〔三二六〕
 二病御書(四條書).....〔八九四〕
 日眼釋迦佛供養事.....〔九〇三〕
 日眼女書.....〔九〇三〕
 日住禪門御返事.....〔六九七〕
 日嚴尼御前御返事.....〔六九七〕
 日蓮一期弘法.....〔二九九〕
 日興付屬書.....〔六九七〕
 二乘不成佛事.....〔三三二〕
 西山鈔(妙心書).....〔一〇八二〕

ね

念佛無間地獄鈔.....〔四一〇〕
 念佛地獄鈔.....〔四一〇〕
 念佛者追放宣狀事.....〔四六〇〕
 念佛追罰五篇.....〔四六〇〕
 念佛者令追放宣旨御教書集五篇勘文狀.....〔四六〇〕
 念佛者無間地獄御書.....〔四六〇〕
 念佛無間鈔.....〔五一九〕
 念佛無間地獄事.....〔五二七〕

は

八大地獄鈔.....〔一六八五〕
 八大地獄次第鈔.....〔一六八五〕
 八寒地獄事(太田女房書).....〔八一九〕
 破謬誤鈔(善無畏三藏鈔).....〔一五三四〕
 早勝問答.....〔一五五九〕
 早勝口傳.....〔一五五九〕
 破大開事(四條書).....〔八四九〕
 八宗違目鈔.....〔三九二〕
 波木井三郎殿御返事.....〔四七九〕
 波木井殿御報.....〔四七九〕
 波木井殿御書.....〔六三九〕
 初春書(南條書).....〔三八五〕
 春初御消息(上野書).....〔九七二〕
 八風鈔(四條書).....〔一〇三〕
 八木書(南條書).....〔八七八〕
 八幡鈔(四條書).....〔九一〇〕
 八幡鈔.....〔九一〇〕
 八風等眞言破事.....〔三八八〕

ひ

兵衛志殿御返事.....〔九二六〕
 兵衛志殿御返事.....〔九三三〕

兵衛志殿御書……………〔九五九〕
 兵衛志殿御返事……………〔九五五〕
 兵衛志殿御返事……………〔九五六〕
 兵衛志殿女房御返事……………〔九四三〕
 兵衛志殿女房御書……………〔九三三〕
 單衣鈔(上野書)……………〔九三六〕
 秘密血脈鈔(生死一大事)……………〔九六六〕
 秘法御書(承久調伏事)……………〔五七九〕

八八

船守彌三郎許御書……………〔九五三〕
 不可惜所領抄(四條書)……………〔八八一〕
 不可親近訪法者事……………〔六二六〕
 船守鈔……………〔九五三〕
 佛法王法勝負鈔……………〔八八四〕

八八

與平左衛門頼綱書……………〔四三二〕
 平左衛門尉書(一昨日御書)……………〔四四七〕
 辨殿御消息……………〔七五三〕
 辨殿尼御前御書……………〔七五三〕
 辨殿御消息……………〔七五四〕

與平内左衛門書……………〔六九四〕

ほほ

法界因果……………〔三三四〕
 法華問答……………〔二六七〕
 法華淨土問答鈔……………〔五八六〕
 法華眞言勝劣事……………〔五一〕
 法華房鈔……………〔四二五〕
 謗法墮獄鈔……………〔五三七〕
 不可親近訪法者事……………〔六二六〕
 法華骨目肝心鈔……………〔六七三〕
 法華骨目鈔……………〔六七三〕
 法華題目鈔……………〔三三三〕
 星名五郎太郎殿御返事……………〔五三九〕
 星名鈔……………〔五三九〕
 與北條時宗書……………〔四二九〕
 與北條彌源太書……………〔四三二〕
 法門可申事……………〔七三七〕
 法門可被申様之事……………〔七三七〕
 法門可談書……………〔七三七〕
 法門鈔……………〔二三八〕
 寶塔傷口訣……………〔六九四〕
 寶塔傷口訣……………〔六九四〕
 煩惱即菩提御書……………〔八五三〕

梵音聲御書……………〔八五五〕
 法華宗内證佛法血脈……………〔九四四〕
 法華宗佛法血脈……………〔九四四〕
 法華血脈書……………〔二九四〕
 本尊供養鈔……………〔六八三〕
 本尊鈔……………〔八三三〕
 本尊鈔送狀……………〔一〇五〕
 本尊供養御書……………〔一〇五〕
 本尊問答鈔(清澄書)……………〔九八〇〕
 法華經十雙事……………〔三四八〕
 法華行者值難事……………〔三三六〕
 法華取要鈔……………〔四九三〕
 法華取要鈔……………〔三三〕
 法華止觀同異訣……………〔五九五〕
 法華證明鈔……………〔一〇三三〕
 法華行者鈔……………〔一〇三三〕
 方便品長行事(曾谷書)……………〔一〇三三〕
 法蓮鈔……………〔八二七〕
 本門取要鈔……………〔九六九〕
 本門戒體抄……………〔三六三〕
 忘持經事……………〔八〇五〕
 報恩鈔……………〔一五三〕
 報恩鈔送文……………〔一九七〕
 爲法華經不可惜所領事……………〔八八一〕
 稟權出界鈔(富木書)……………〔一三三〕

ま

稟權鈔……………〔三三三〕
 法華經二十重勝諸教義(西山書)……………〔三二六〕
 法華初心成佛鈔……………〔三七七〕
 法要書(上野書)……………〔七三八〕
 品々供養鈔(日女書)……………〔一〇八〕
 寶經法重事……………〔一三三〕
 法衣書……………〔一三七〕
 伯耆公御房……………〔一三七〕
 法華十如是肝心……………〔七五八〕
 法華經肝心御書……………〔六五八〕
 眞問釋迦佛御供養送狀……………〔八〇〇〕
 眞問佛供養書……………〔八〇〇〕
 眞問供養鈔……………〔八〇〇〕
 曼荼羅供養書……………〔六八三〕
 松野殿御消息……………〔三三五〕
 松野殿御返事(末代禁狀)……………〔六三七〕
 松野殿御消息……………〔三三八〕
 松野殿御返事……………〔一〇三九〕
 松野殿御返事……………〔一〇三九〕
 松野殿御返事……………〔一〇三九〕
 松野殿後家尼御前御返事……………〔一〇三九〕
 松野殿女房御返事……………〔一〇三九〕

松野殿女房御返事……………〔一〇四三〕
 末代禁狀(松野書)……………〔六三七〕
 末代法華行者位並用心事(四信五品鈔)……………〔七二五〕
 末代法華次位鈔(四信五品鈔)……………〔七二五〕

み

御輿振御書……………〔六九一〕
 神輿書……………〔六九一〕
 妙法曼陀羅供養事……………〔六八三〕
 三澤房御返事……………〔六九五〕
 三澤鈔……………〔五七八〕
 妙一尼御前御消息……………〔一〇七九〕
 妙一尼御前御返事……………〔七三六〕
 妙一尼御前御返事(眞言法華即身成佛書)……………〔六四四〕
 妙一尼御返事(法華即身成佛書)……………〔一四四〕
 妙一尼御返事(法華即身成佛書)……………〔一四四〕
 身延山御書……………〔四二一〕
 身延山御鈔……………〔四二一〕
 身延記……………〔四二一〕
 妙心尼御前御返事……………〔一〇八二〕
 妙心尼御前御返事……………〔一〇八二〕
 妙心尼御前御返事……………〔一〇八二〕
 妙心尼御前御返事(妙字御消息)……………〔一〇八六〕
 妙密上人御消息……………〔五三三〕
 妙法尼御前御返事(六難九易鈔)……………〔七三一〕

妙法尼御前御返事……………〔一〇九八〕
 妙法比丘尼御返事……………〔五六五〕
 妙法尼御前御返事(明衣書)……………〔一〇〇〕
 妙字御消息(妙心書)……………〔一〇八六〕
 明衣書(妙法書)……………〔一〇〇〕
 妙法尼抄(紺入道鈔)……………〔一〇五二〕

め

免與同罪書……………〔八六二〕

も

木繪二像開眼事……………〔六七三〕
 木繪二像點眼書……………〔六七三〕
 木繪二像開眼并草木成佛事……………〔六七三〕
 問註得意鈔……………〔七九八〕
 問註書……………〔七九八〕
 蒙古使御書(西山書)……………〔一〇四三〕
 問註之時可存知事……………〔七九八〕
 藥王品得意鈔……………〔三九九〕
 藥王得意……………〔三九九〕

や

宿屋入道許御狀……………〔四三八〕
 宿屋鈔……………〔四三八〕
 與宿屋左衛門光則書……………〔四三〇〕
 彌源太御返事……………〔九四四〕
 彌源太入道殿御返事……………〔九四六〕
 彌源太入道殿御消息……………〔九四七〕
 彌三郎殿御返事……………〔一〇四八〕

ゆ

明衣書(妙法書)……………〔一〇〇〕

よ

頼基陳狀……………〔五六五〕
 頼基鈔……………〔五六五〕
 八日講御書……………〔九一四〕

り

立正安國論廣本……………〔一四八〕
 立正安國論……………〔一〕
 立正觀鈔……………〔一五九五〕
 立正觀鈔送狀……………〔一六〇二〕
 兩人御中御書……………〔七五七〕

ゆ よ り れ ろ

龍門書(上野書)……………〔七三四〕
 立正安國論奥書……………〔二一〕
 題立正安國論後……………〔二一〕
 蓮盛鈔……………〔五〇五〕

れ

ろ

六凡四聖御書……………〔一九一〕
 六味書……………〔一九一〕
 六郎恒長御消息……………〔一五三七〕
 六郎次郎殿御返事……………〔一六九六〕
 六難九易鈔……………〔七三一〕

大正三年十月三十日印刷
大正三年十一月三日發行

不許複製

監修兼
發行者
纂訂者
同
發行所
印刷者
印刷所

靜岡縣安倍郡三保村
貝島四千八番地
靜岡縣安倍郡三保村
貝島四千八番地
同
靜岡縣安倍郡三保村
貝島四千八番地
東京市牛込區市ヶ谷
加賀町一丁目十二番地
東京市牛込區市ヶ谷
加賀町一丁目十二番地

田中巴之助
長瀧泰昇
山川傳之助
師子王文庫
窪政鉄
株式會社 秀英舍工場

類纂高祖遺文錄一册

普及用
略裝

正價金壹圓八拾錢

本書は正價より割引を許さず

特約發賣元

東京市神田區
一ツ橋通り

祐善堂書行

(振替東京
二六六四五)

(製本所 東京市牛込區市谷加賀町 青柳鱗藏)

田中智學先生撰著(菊版七百五十餘頁、頗美本○言文一致本文物振がな付冠註解釋)

次目略

○第一篇(總要篇)には「用意」「釋名」「概要」「大統」を叙説し○第二篇(教判篇)には「教機」「時國」「教法」を詳説し○第三篇(宗旨篇)には「本尊」「題目」「戒壇」「三大秘法」を詳説し○第四篇(信行篇)には「信仰」「修行」「願業」等を周説し○第五篇(史傳篇)には「日蓮聖人の略傳」「宗門沿革」等有名なる史蹟(一々に挿畫)「名家略譜」「七百年間の年表」を縷説し○第六篇(雜要篇)には「各地靈跡案内」「寫真入」「宗門名著略目録」「研究案内」(達意的並に組織的)を纂説して、遺憾なく要領を得せしむ

日蓮聖人の教義

正價 一部金貳圓五拾錢

普及用 一部金壹圓五拾錢

(送料内地一部二付金拾貳錢)

久しく世間の待ちこがれたる本書は、茲に周到の用意を以て、渴仰者の前に提供せられたり、その解説の懇到なる指導の親切なる、行文の平明健達、用語の簡淨適切なると相待て、いかなる人にも一讀の下に快然領會せらるべし、殊に痛快の明晰しば、世間の誤想を破りて、隠れたる「日本の大文明」を發揮して餘す所なきは、蓋し現代思想界の一大新光明たるべし、諸の眞理を求るもの、義を愛するもの、速に一讀すべきもの歟

冠註

には 本文のむづかしき義理や用語を一々に解釋會通して、些の礙滯なからしめ、且つ時に本文の餘蘊を發揮し、文字の警意を票示し、又は文底の密意を提記し、又參考すべき義門を援釋する等、苟くも讀者を益することに就て、成し得る限りを成したり。(これてわからぬといふことはない筈なり) (寫真挿畫大小百數十件)

日蓮聖人御書全集(略)	一部	金壹圓八拾錢	送料	八拾錢	日蓮聖人の教義(略)	一部	金壹圓五拾錢	送料	十二錢	日本國の宗旨	一冊	金八錢	送料	八錢
妙宗式目講義錄	一部	金拾參錢	送料	五拾錢	本化攝折論	一冊	金壹圓	送料	八錢	末法の大導師	一冊	金八錢	送料	八錢
日蓮聖人の教義	一冊	金壹圓五拾錢	送料	十二錢	宗門の維新論	一冊	金壹圓	送料	八錢	勅教玄義	一冊	金八錢	送料	八錢
本化攝折論	一冊	金壹圓	送料	八錢	讀本立正安國論	一冊	金壹圓	送料	六拾錢	法華經叢談	一冊	金八錢	送料	八錢
宗門の維新論	一冊	金壹圓	送料	八錢	護法正議	一冊	金壹圓	送料	六拾錢	皇室敬禮論	一冊	金八錢	送料	八錢
讀本立正安國論	一冊	金壹圓	送料	六拾錢	大喪法	一冊	金壹圓	送料	六拾錢	日蓮主義合本	一冊	金八錢	送料	八錢
護法正議	一冊	金壹圓	送料	六拾錢	妙宗信行要訣	一冊	金壹圓	送料	六拾錢	妙宗手引草	一冊	金八錢	送料	八錢
大喪法	一冊	金壹圓	送料	六拾錢	日蓮聖人略傳	一冊	金壹圓	送料	六拾錢	和譯法華經	一冊	金八錢	送料	八錢
妙宗信行要訣	一冊	金壹圓	送料	六拾錢	國體の權化	一冊	金壹圓	送料	六拾錢	高山樗牛と日蓮上人	一冊	金八錢	送料	八錢
日蓮聖人略傳	一冊	金壹圓	送料	六拾錢	壽體の權化	一冊	金壹圓	送料	六拾錢	聖訓の實驗的告白	一冊	金八錢	送料	八錢
國體の權化	一冊	金壹圓	送料	六拾錢	新體詩旭の森	一冊	金壹圓	送料	六拾錢	世界中心論	一冊	金八錢	送料	八錢
壽體の權化	一冊	金壹圓	送料	六拾錢	國民的反省	一冊	金壹圓	送料	六拾錢	聖祖の洪化	一冊	金八錢	送料	八錢
新體詩旭の森	一冊	金壹圓	送料	六拾錢	妙行正軌	一冊	金壹圓	送料	六拾錢	叫雲錄	一冊	金八錢	送料	八錢
國民的反省	一冊	金壹圓	送料	六拾錢	上製甲貳圓五拾錢、乙壹圓	一冊	金壹圓	送料	六拾錢	最勝閣繪はがき	一冊	金八錢	送料	八錢
妙行正軌	一冊	金壹圓	送料	六拾錢	並製金六拾錢、送料執りも六錢	一冊	金壹圓	送料	六拾錢	關の内外八枚、聖傳畫廿枚、宗史畫十四枚、等残らず一揃金九拾錢(送料共)	一冊	金八錢	送料	八錢

三保の松原で開く
夏期講習會



○講師 田中智學先生外數名(科外諸名家)

○講課 午前講演、午後旁科餘興、夜分納涼談話會

○會況 修養懇到、會場清潔、室内清涼、風景絕佳、海水清澄、設備完全

毎年八月三日より十八日まで

静岡縣三保松原最勝閣ニテ

主筆 田中智學居士

三月

國柱新聞

今の處にて

此一紙たし

かに日本國

を維ぎとめ

つゝあり

感化の實力天下無比と稱せらる

發行所

静岡縣三保
振替東京六六七

師子王文庫

○内容清新材料活躍せり
○文章簡易通俗且つ痛快
○本誌の主張は嚴明懇切

價	則
一部金七錢送料五厘	
半年前金壹圓廿錢	
一年前金貳圓卅錢	
廣告料一行四十錢	
壹段金 廿圓	

590
630

終